

平成26年

三重県議会定例会会議録

(9 月 22 日)
(第 19 号)

第19号
9月22日

平成26年

三重県議会定例会会議録

第 19 号

○平成26年9月22日（月曜日）

議事日程（第19号）

平成26年9月22日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第143号並びに諮問第1号
〔委員長報告、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第143号並びに諮問第1号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	50名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄

9	番	東		豊
10	番	中	西	勇
11	番	濱	井	初男
12	番	吉	川	新
13	番	長	田	隆尚
14	番	津	村	衛
15	番	森	野	真治
16	番	水	谷	正美
17	番	杉	本	熊野
18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽市
20	番	小	村	林聡
21	番	小	林	正人
22	番	小	野	英介
23	番	中	川	康洋
24	番	今	井	智広
25	番	藤	田	宜三
26	番	後	藤	健一
27	番	辻		三千宣
28	番	笹	井	健司
29	番	稲	垣	昭義
30	番	北	川	裕之
31	番	舘		直人
32	番	服	部	富男
33	番	津	田	健児
34	番	中	嶋	年規
35	番	青	木	謙順
36	番	中	森	博文

37	番	前野和	美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信
40	番	前田	剛志
41	番	舟橋	裕幸
43	番	三谷	哲央
44	番	中村	進一
45	番	岩田	隆嘉
46	番	貝増	吉郎
47	番	山本	勝
48	番	永田	正巳
49	番	山本	教和
50	番	西場	信行
51	番	中川	正美
(52)	番	欠	(員)
(42)	番	欠	(番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥井隆男
書記(事務局次長)	青木正晴
書記(議事課長)	米田昌司
書記(企画法務課長)	佐々木俊之
書記(議事課課長補佐兼班長)	西塔裕行
書記(議事課主幹)	中村晃康
書記(議事課主査)	松本昇

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木英敬
----	------

副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	竹 内 望
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	高 沖 芳 寿
地域連携部長	水 谷 一 秀
農林水産部長	橋 爪 彰 男
雇用経済部長	廣 田 恵 子
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝 治
健康福祉部子ども・家庭局長	西 城 昭 二
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	世 古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森 下 幹 也
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	小 林 潔
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	岩 崎 恭 典
教 育 長	山 口 千代己
公安委員会委員長	谷 川 憲 三
警 察 本 部 長	大 賀 眞 一

代表監査委員 福井 信行
監査委員事務局長 小林 源太郎

人事委員会委員長 楠井 嘉夫
人事委員会事務局長 速水 恒夫

選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶一

労働委員会事務局長 前 寫 卓 弥

午前10時0分開議

開 議

○議長（永田正巳） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（永田正巳） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る9月19日、総務地域連携常任委員会及び健康福祉病院常任委員会に付託いたしました議案第143号並びに諮問第1号について、審査報告書が所管の常任委員長からそれぞれ提出されました。

以上で報告を終わります。

健康福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
143	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成26年9月19日

三重県議会議長 永田 正巳 様

健康福祉病院常任委員長 濱井 初男

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件名
諮問1	諮問について

本委員会において、上記の諮問を審査の結果、下記のとおり答申すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

記

本件は、異議申立てを棄却すべきである。

平成26年9月19日

三重県議会議長 永田 正巳 様

総務地域連携常任委員長 栗野 仁博

質 問

○議長（永田正巳） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。25番 藤田宜三議員。

〔25番 藤田宜三議員登壇・拍手〕

○25番（藤田宜三） 改めまして、皆さんおはようございます。鈴鹿市選出の藤田宜三でございます。いつも私、質問に入ると花の話をいたしますのでちょっと話をさせていただこうかなと思います。見かけたところ、アンズリウムがあり、ルレーブというユリがあり、デンファレがあり、それからグロリオサというのがあります。ほとんど恐らく輸入の花だろうな、こんなふうに思います。この後、質問させていただきますが、園芸業界、本当に大変厳しい状況でございます。

その話をさせていただきましたけれども、まず、先日、広島県で大変大きな災害が起こりました。土砂崩れによって74名の方がお亡くなりになりました。心から御冥福をお祈りいたすとともに、被災された皆様に本当に心からお見舞いを申し上げたいな、こんなふうにあります。

一方、我が県におきましても、台風11号によりまして初めて全県下に大雨特別警報が発令されました。そんな中で、公共土木施設やったり農業用施設において80億円を超える被害が発生をしたというふう聞いております。このうち、特に農林水産の被害については、津市、松阪市などの中南勢地域を中心に、県内各地で農業用の施設が被害を受けております。同時に、冠水等によって農作物の被害を受けておるということでございます。特に農業関係におきましては34億円を超える被害が出ておるというふう聞いております。

このような状況の中で、国もこの甚大な災害が発生したということ踏まえまして、9月5日、激甚災害指定が迅速に行われたと、農地等の災害復旧に特別措置が適用されるということになったというふう聞いております。県や市町においては既に迅速な復旧に向けて取り組まれているというふう聞いておりますけれども、農業者の中には、来春の米の作付ができるのかどうか、そんな不安を感じている皆さんもみえるということでございますので、早期の復旧を目指して全力を挙げていただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

私も鈴鹿市内を、9日、10日にかけて地域を見て回らせていただきました。

一昨年の豪雨から比べますと被害は少のうございましたけれども、避難指示ということでございまして、消防団の皆さん方が9日の昼過ぎから招集がかかりまして、24時間体制で監視をしていただいたということでございました。そんな中で、私も元消防団でございましたのでいろんなお話をさせていただきましたけれども、本当にこういうときには地域の消防団というのが非常に有効な組織なんだということを再度確認させていただいたということでございます。この件に関して質問ということもあったんですが、これは常任委員会のほうでやらせていただきたいなというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいなというふうに思っています。

我が県では、鈴木知事が就任をされました平成23年4月以降、もうかる農業ということ 키워ドに掲げて、農業の振興に関して様々な取組を進めていただいております。もうかるという表現は、私、何遍かお話をさせていただいておりますけれども、非常に画期的な表現だろうというふうに思っております。行政が利益を考慮した上で、商品をお金にかえるという、そのことも含めて施策の対象にしていくんだ、広い意味での流通というものを対象にしていくんだということを掲げていただいております。これは非常に画期的なことだろうというふうには私は思っております。そういう意味で、施策に対して非常に期待をしておった1人でございます。

7月に提示されました平成26年版の成果レポートの中を読ませていただきますと、産官学の連携によるみえのフードイノベーション・ネットワークをつくって新商品を開発していきますよ、あるいはみえセレクションの制度をつくっていきますよ、式年遷宮に絡めて平成おかげ参りプロジェクトを実施していきますよということであったり、県産の農林水産物を輸出していくんだ、農産物の産地や農村地域の特殊性を生かした形でそれを発展させていく、磨いていくという地域活性化プランを推進していくんですよということが書かれております。

内容を読ませていただいて、従来型のつくる農業というところでとどまる

のではなくて、マーケットインの発想を取り入れて売れる農業へと変えていくと同時に、施策展開の柱の一つの中で、農業であったり農村を起点とした新しい価値をつくっていくんですよ、つくり出していくんですよという位置づけの、農業にもイノベーションということで積極的に6次産業化を進めていくんだ、同時に、集落、産地が主体になって、その地域の資源を有効に活用して地域全体で価値を生み出して高めていく、そのために地域活性化プランをつくっていくんですよ、それには、県にとどまらず、市町の行政、農協などの関係団体、一緒になってサポートしていくんですよというふうに私は理解をしております、そういう点で、再度申し上げますけれども、もうかる農業実現に向けての施策については大変評価をさせていただいておるといふふうに思っておりますし、特に商品の出口対策という点では一定動いていただいているというふうに思っております。

しかしながら、私も議員でいろんな地域の中を回らせていただいておりますが、皆さんもうかっていますかというお話をさせていただくと、その実感をほとんど持っていない方が大多数であります。この辺のところをどういふふうにしていくのかというのが大きな問題だろうというふうに思っております。

農業といいましても、ある意味多業種に近いような、幅が広がってございまして、その辺、ちょっと具体的に、水田農業、あるいは園芸作物というようなところからお聞きをしたいなというふうに思っております。

特に、この秋、地域を回らせていただきますと、聞こえてくる農家の声は、米の値段、このことに対する声が非常に大きゅうございます。具体的には、農協に出荷する際に受け取るお金なんですけれども、仮渡金というんですが、これが1万円を切ってしまったと。個々の農協によって若干の金額の差はありますけれども、それでは経営が成り立たないという皆さん方の声でございます。その声も、米だけを考えた話ですけれども、兼業農家だとか小さい規模の方の声ではなくて、大規模な稲作をやってみえる農家、あるいは営農組合、いわゆる行政的な用語でいいますと担い手と呼ばれる方の声がこうい

う声でございました。

中には、4町、5町ぐらいの中規模の生産者に至っては、定年帰農者の方が多いのですが、単年度にお米をつくるに当たっての、実際、懐から出ていくお金、それから、でき上がったお米を売って入ってきたお金、その差、いわゆる本当のもうけではないんですけれども、目の前で見えるもうけなんです、これがどんどんどんどん減っていつてしまっていると。これではやっていけんな、というような声が出ておまして、中には、個人で4町、5町持っている方というのは非常に少のうございまして、借りて4町、5町にしてやっている方が多いんですね。この方が、もう借りてまでやれやんと、返していくというような動きが出始めておりますし、もう返すんだというような希望を持っている皆さんもかなり多く聞こえております。

稲作という、いわゆる土地利用型の水田農業について、県の政策としては、専業農家であったり集落営農を使って集落営農組織を育てながらそこに農地を集約して、大規模にやることによって生産コストを減らすという政策を進めてきていただいております。そういう中で、一方ではその米の消費がどんどん減ってきています。米の生産を抑制するという一つの政策の中で、輸入に依存している麦だとか大豆などに転作していく、要は、米、麦、大豆による2年の3作と呼ばれているんですけれども、こうした取組を強力に県として進めてきていただいたと。

これは県だけではなしに国全体の農政の方向性ということですので、これをやることによって米の値段は下がってきても、麦や大豆に対する転作の助成金であったり、米に対する戸別所得補償制度などの導入によって、今まで担い手農家の経営は維持されてきたと。これについては一定の営農を継続していくという意味では評価をしておるわけでございますけれども、この秋、先ほど申し上げたように1万円を割ってきたと。民主党政権の時代には1万5000円ありました米の直接支払交付金が、この平成25年度からは7500円に減ってしまった。さらに、減反を廃止する予定の平成30年にはこの交付金も廃止されてゼロになるということが政府の方針として決定されております。

これには正直、先ほども申し上げたように、先が見えない、こんな状況が起こってきておるといふことでございます。

そこでお伺いをしたいんですけども、このような現状を受けて、今後、水田農業に代表されるような土地利用型の農業について、もうかる農業という観点からどんな方向で政策を進められようとしているのかお聞かせを願いたいと思います。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） もうかる農業のうち、水田農業の方向性についてのお尋ねだと思います。

平成25年12月に国が策定した農林水産業・地域の活力創造プランにおきまして、農政改革の一環として、農業者が自らの経営判断に基づいて水田作物の栽培に取り組める農業の実現というのを目指しまして、米の生産調整であるとか経営所得安定対策の見直しなど、新しい水田農業の政策方向が示されたところです。県ではこれを受けまして、国の今後の農政の方向も見据えながら、平成26年3月ですが、県として新しい三重の米戦略というのを策定いたしました。この戦略の中で、もうかる水田農業の実現を目指しまして、売れる農作物をつくり出す環境づくり、それに、生産力、収益力のある水田作物づくり、持続的に発展する水田農業基盤づくり、この三つの視点で取組を進めるということにしております。

現在、米の価格が非常に低迷しております。主として米を生産する担い手農業者の経営は大変厳しい状況に置かれておりますことから、特に米の販売価格の向上に向けて、主要品種であるコシヒカリに加えまして、県が新たに育成しました結びの神などを中心に、高品質で地域の特性や生産者のこだわりを商品力として生かせる米づくりの拡大。また、水田作物の低コスト・省力栽培に向けまして、農地中間管理機構の活用による担い手農業者への農地の集積、また、複数の作物で農業機械を汎用的に利用する取組などを促進しております。さらに、担い手農業者の経営安定に向けて、国の経営所得安定対策の交付金も活用した、麦、大豆、飼料用米等の収入確保が期待できる

水田作物の生産拡大に重点的に取り組んでいきたいと考えております。

水田農業は、国民の主要食糧の安定的な確保を担うなど、農政の根幹であることから、経営所得安定対策の見直しに伴う国の政策動向を十分注視するとともに、JA等関係団体や担い手農業者等と連携しまして、国の支援制度の効果的な活用を図りつつ、今申し上げました新しい三重の米戦略に位置づけた取組を着実に推進することで収益力の高い水田農業の実現を目指していきたいと考えております。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） お答えいただいて、まず、もうかる作物に変えていく、それから、基盤整備をしながらコストダウンをしていくんだというお答えでございます。やはり作物を提案するというようなレベルまでやっていただかないと、もうかる作物に変えていくんだよ、あるいは、もうちょっとコストダウンができるような体制に補助を変えていくんだよという話でございましたけれども、じゃ、何をどんなふうにつくってどんなふうに流していくんだというようなところまでやっぱりお話をいただかんと、当然これは県ができるものではありません。その辺の具体性のところまで話をしていただかないと、こんなふうにやっていきますということだけでは、恐らく農業者の皆さん方は未来に対して希望を持てるということではないんだろうというふうに思っております。

低コストという話をされましたけれども、既にかなり大きな面積に補助がされてきている。面積が大きいということは、逆に言えば、機械の限界というのがありますから、一番効率的な機械の面積というのがあるんです。その面積の中で、皆さん方、やっていただいているんですね。ところが悲鳴を上げ始めているという現実もぜひとも御理解を賜って、やっぱり三重県としては、例えば新しい作物だというのであれば、そういう具体的な新規性、あるいは特殊性のことを懸案いただきたいなど、こんなふうに思っております。

ぜひとも危機感を持っていただいて、当然、農業関係団体と一緒に頑張って対応いただきたいというふうに思います。

想定したよりも時間がかかりますので、2番目の園芸振興の施策についてということでございますけれども、大変細かいことを書いてあるんですが、端的に質問させていただきます。

全国3位のお茶の生産があります。それから、全国1位のサツキ、ツツジの生産があります。同時に、野菜であったり果樹であったり、三重県の地理的な特性、非常に細長いという特性、いろんな気候、地域があつて一つの品種に一本化されていないという特性があります。これは、以前の、1カ所で大量生産をして市場を席卷してと、こういうやり方では非常に難しい生産地であるということは認識をいたしております。

そのような中で、例えばお茶の話をさせていただくと、鈴鹿市というのはお茶の生産農家が非常に多いところでございまして、かなり集約されてきております。そんな中で、現在お茶をやってみえる方というのはやり方が三つありまして、一つは、お茶をつくってその生葉を売るというやり方、それから、自分のとった生葉を加工して売るというやり方、もう一つは、生葉を買って自分のところの生葉も入れて加工して売るという、こういう三つのやり方があるんです。大変厳しいという話は聞いておったんですが、ここへ来て、生葉は買いませんと、借りていた土地はお返しします、自分のところの茶園で育った、とれた生葉だけを加工していくんですと。大きな機械を持っていらっしゃるんですが、それで採算は合うんですかという話をしたら、いや、もうそれしかやっっていけませんって、こんな現状が実はお茶の場合あるんです。

園芸農業というのはもっと多岐多種にわたっておりますけれども、この辺に対して、県としてどのような形で施策を組みながら、先ほど申し上げたもうかる農業という観点からどんなふうを考えてみえるのか、その辺のところをお聞かせ願えますか。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 厳しい茶の振興についてどのように取り組むのかという御質問かと思います。

茶業経営は近年、茶価の低迷だとか産地間競争の結果等により全国的に非常に厳しい状況にありまして、廃業であるとか規模縮小、これに至るような農家も増えてきていまして、耕作放棄による荒廃茶園の増加というのが危惧されているところです。

こうした中で、県としても茶業経営の安定化を図るということが非常に大事だと考えまして、いろいろ国の事業なんかも活用しながらですけども、茶園管理の共同化であるとか、茶工場の統合であるとか、防霜ファンの更新、さらには、老朽化した茶園もたくさんありますので、茶園の改植、こういうような取組とか、6次産業化の取組によって収入を増やすとか、そういうふうな取組も進めてきております。関係団体と連携して伊勢茶の消費拡大にも努めてきたところでございます。

今後なんですが、そういう非常に厳しい中で、茶の国内市場も供給過剰というようなことは余り変わらないと思いますので、海外輸出も視野に入れながら、輸出に対応できるような栽培技術の研究であるとか、安全管理など、農業の生産工程を管理する手法としてJGAPというのがあります。三重県は今のところ余り進んでおりませんが、そのJGAPの認証取得に向けた茶農家への支援など、こういうところに取り組みながら全体的な茶の振興に当たっていききたいというふうに考えております。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） お茶だけのお話をいただいておりますけれども、野菜であったり果樹であったりあろうかというふうに思います。その辺のところもお聞かせ願えるとありがたいなというふうに思いますが、先ほどお茶の対策の中で、共同化、あるいは改植、6次産業化、それと輸出というお話をいただきましたけれども、輸出というのはやはり一つの考え方だというふうには思っております。近年、知事が海外へ行かれてそういうプロモーションもやっていただいているというふうに聞いておりますけれども、しかしながら、これは一気に答えの出てくるようなものでもないだろうというふうに思っております。その辺のところを含めてお願いをしたいなというふうに思いま

すけれども、JGAPの話が出てまいりました。これはやっぱり推進をいただいて、少なくとも三重県のお茶に関してはこれをクリアしているんですよという体制はやっぱりやっていたかならんとというふうに思います。ただ、これも生産者にとっては非常に大きな負担になることも事実なんです。

そういう意味では、輸出のお話をされましたけれども、その辺のところのバックデータも含めてやっていたかんと、この場でそういうお答えをいただいても、お茶の生産農家にとってはどうなるんだろう、先が明るく見えるというふうには思えません。

その辺のところ、確かに経営でございますので、全てが行政であったり組合であったりというようなことにはならないと思います。思いますけれども、行政というのは未来の明るさを提示していくというのが、やっぱりそういう責任があるのかなというふうに思いますので、ぜひともいろんな情報を集めていただいて具体的な動きをしていただければありがたいというふうに思います。

お茶のことしか質問しなかったのでお答えいただけなかったのかわかりませんが、ほかのところであれば。いや、時間がありませんのでやめておきます。

次に、みえフードイノベーションの充実強化についてということでございますけれども、実は昨年も、私、みえフードイノベーションの充実ということについて質問させていただいております。これはやっぱり、もうかる農業のリーディングプロジェクトであろうというふうには認識いたしておりますし、何としてもそういう役割を發揮していただきたいというふうに思っております。

そんな中、内容についてはもう私がここでお聞きするよりも皆さん方御理解いただいておりますので、要は産官学が連携をして、新しい商品化をしていきましょう、新しい価値観を創造していきましょうと、こういふことだと思っておりますけれども、そのことに関しては私、参加させていただいております。皆さん方、職員の皆さん方、いろいろお話を聞いておまして、大変頑張っ

ていただいておりますというふうには理解をさせていただいております。

この施策をやっぱり進めていく中で、私どもといいますか、私が個人的に大変注目をしておるといのは、県の研究機関、あえて農業技術センターではなくて研究機関全般を入れさせていただきましたけれども、この果たしていく役割というのが非常に重要なんだろうというふうに思っております。

研究という話になると普通、学のほうへ、大学であろうかなというふうに思いますけれども、私は、県の研究所、研究機関というものは、みえフードイノベーションというものの取組を進めていく上で、つまり、もうかる農業にかかわっていく上で、新しい研究開発の方向性やとか、あるいは提案やとか、その具体化に向けて個別的なプロジェクトにも参画をしていける、そういう立場だと思うんですね。その辺の立場を、例えて言いますとプレーイングマネージャーという役割、これが唯一発揮できる場所なんだろうというふうに思うわけです。そういう場所を占めている研究所に対してどんなふうに進めていくのか。

何でそんな言い方をするかといいますと、県の研究機関というものは、農業研究所でいけば生産現場、工業研究所では加工の現場、そして、もっと広い意味でもうけるということになりますと、でき上がった商品を流通させていく、こういう現場へ直接行くことのできる部署だろうと思うんですね。現場で集めた情報を、いわゆる研究分野でかみ砕きながら、どうすれば新しい農業につなげていけるのかということが最も可能性の高い、そういう潜在能力を、既にその能力を発揮していただいておりますけれども、この辺のところでは研究機関の位置というものは非常に重要だろうというふうに思っております。

それでお聞かせ願いたいのが、この間いろんな形でやっていただいておりますので、その辺の成果といいますか、その辺のところをお聞かせいただきたいのと、先ほど申し上げましたように三重県農業の可能性を広げていくという観点で研究機関が参画していただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺のところの取組をお聞かせ願えんかということでございます。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 県の研究機関の役割というか、最初にみえフードイノベーションの取組を踏まえてというような話だったと思います。

まず、みえフードイノベーションの取組としましては、これまで37のプロジェクトで38の商品を開発しており、最近の例、一つ申し上げますと、伊勢茶エキスとか県産の米エキスとか、さらに小豆エキスなどを使った化粧品として、まごころ乳液こまめ、こういうふうな、食べるもの以外の商品開発などにも発展しているところです。しかし、新しい価値を持って三重県の農業を牽引するような商品であるとかサービスの創出には、まだ多くの事業者であると産学官の連携が必要というふうに考えていまして、おっしゃっていただきましたが、科学的な裏づけであるとか商品化につながる技術開発が非常に重要になってきている状況から、県の研究所の果たす役割というのも大きくなっていると考えております。

こうしたことから、県では事業者の連携による商品開発に加えまして、研究所が中心となって、ICTなどを活用した新技術の開発、また、医療、健康などに係る学術的研究や科学的検証が必要になるプロジェクトにも力を入れているところです。

例としまして、農業研究所の植物工場を利用して、ICTを活用した養液栽培技術により、レストランなどの実需者のオーダーに的確に対応するトマト生産システムの開発であるとか、米の表ですが、表層に多く含まれるリンを除去する技術を開発することで商品化できた透析患者向けの低リン米などの健康食品の開発、さらには、米であるとかかんきつ粉末を餌に加えることによる熊野地鶏の肉質改善であるとか鮮度維持のための技術の科学的検証などにより、付加価値の高い農畜製品の開発を支援しています。

今後、このような取組をさらに発展させ、大学や他の研究機関とも連携しながら、ICTを活用したオランダ型の高度な園芸施設の展開であるとか、特定成分を強化する栽培技術を活用した機能性の高い農産物の生産など、研究所の機能を最大限に発揮し、新たな需要に対応した付加価値の高い農業に

取り組んでいきたいと考えております。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。いろいろお話をいただきました。

そんな中で商品開発もしていただいております。化粧品というのは初めて、私、お聞きしましたけれども、医療関係、医薬品の関係というのも、この後、最後にお話もさせていただきますけれども、一つの考え方かなというふうに思っております。

それから、今お話しいただいた中で、トマトの需要の状況に合わせて生産をしていくというようなふうに、私、お聞きしたんですけれども、その考え方というのは非常に私も納得できる考え方で、今までの農業というのは季節に合わせてできたものを売るということでもございましたけれども、商品の価値というのは物を使う現場で価値がやっぱり生まれてくるんだろうというふうに思っております。確かに季節にできたトマトは、それはそれで栄養価も高いしおいしいし、まさに自然の味がするんだろうと思いますが、しかしながら、年間を通じてトマトを使いたいという需要者にとっては、それに合わせた生産をやっていないとだめなんだろうというふうに思います。それを、ICTを使ってやっていく、データを集めていただくということをやっておるといふふうにお聞きいたしました。

それから、機能性のお話もお聞かせいただきました。低リンの食品を、いわゆる医療関係へ供給していく、特殊な、非常に幅の狭い、ちょっと語弊があるかもしれませんが、そういうところへ商品を提供していく、まさに必要などころへ必要な商品を提供していくという意味では、非常にこの考え方を、やっぱりいろんな生産、園芸であったり米であったり、何でもいい、農産物に対してのこの考え方を広めていく。やっぱり、需要現場、マーケットインの考え方で農業生産をやっていかなければならない。これは、まさにリーディングプロジェクトのみえフードイノベーションがやっている水平展開をぜひともしていただきたい本質であろうというふうに思っております。

そういう意味でぜひとも、今まで積み上げてきた情報とといいますか、知識とといいますか、これを展開いただいて、三重県の農業者にとってプラスになるようにぜひとも使っていただきたいというのが私の思いでございます。

それを、じゃ、どういう形で広げていくんだという話でございますけれども、今申し上げたようにトップランナーの農業者、私はみえフードイノベーションでやられている方というのは、確かにニッチな部分であるかもしれませんが、そこにおける本質的なもの、これをやっぱり三重県の農業に展開していくというのが、これから行政が果たす役割の一つであろうというふうに思っております。

それを、それじゃ、誰がやっていくんだということであります。私は農業普及指導員であろうというふうには思っております。

(パネルを示す)これが、この間の、平成17年以降の普及員の推移でございまして、どんどんどんどん下がって行って平成23年からはそのまま維持をいただいております、もうかる農業を推奨いただいた年から減らしていないということでございますので、これはこれであれなんですけど、ただ、私は今こへ来ていろんなみえフードイノベーションの中で出てきた成果を広げていくという話になったときに、本当にこれでいいのかというのが、数量的にいいのかというのが1点。もう1点は、その広げていく普及員の、ちょっとあれですけど、能力とといいますか、知識とといいますか、情報量とといいますか、これをどういう形でフォローしていくのか、どういう形でこの普及員の113人の皆さん方に、もっと私は人数が要ると思っているんですけど、持っていて、水平展開をしていくのかというのが、これが大きな課題になっていくんだらうというふうに思っておりますが、この辺のところを含めて、普及体制につきまして考え方をお聞かせいただきたいなど、こんなふうに思います。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 普及体制の充実等について答弁申し上げます。

県ではもうかる農業の実現に当たりまして、生産であるとか加工技術、ま

た、経営の指導に加えまして、地域のコーディネートを担っている普及指導員の活動というのが重要だというふうに考えておりまして、その中で、その普及組織ですが、今もおっしゃっていただきましたが、現在113人の職員体制でございまして、普及事業全体の企画調整と、茶、花卉花木、果樹、畜産の指導を担う中央農業改良普及センターと、米、野菜を中心として各地域の課題解決に取り組む七つの地域農業改良普及センターが連携しまして、効率的で効果的な普及指導活動の展開に努めているところです。

平成24年度からは全ての普及センターに6次産業化担当というのを置きまして、農業経営の発展に意欲的な農業者や、農業、農村の活性化に取り組む団体等を対象に、6次産業化等の支援に取り組んでいるところです。

具体的には、農業大学校であるとか他の研究機関等と連携しまして、研修会の開催、地域の実需者とのマッチング、また、6次産業化法に基づく事業計画の認定に向けたアドバイスなどを実施しているところです。

さらに、農業、農村の活性化に向けて集落や産地などの取り組む活動プランである地域活性化プランの策定と実践活動への支援なども行っているところです。

こうした支援による成果としまして、女性農業者の共同経営による農村レストランの開設であるとか、集落営農組織における加工部門の導入など、新たなビジネスに挑戦するような経営体も出てきております。

今後、本県農業が、ICTを活用した先進技術の導入であるとか輸出の促進など、新たな課題に対応していく上で、生産現場の支援の強化が重要であるということから、研修体制の充実などによる普及指導員のレベルアップを図るとともに、JAなど他の指導機関と連携を一層密にしまして普及指導活動を展開していきたいと考えております。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） いろんな形での成果も出ておるのかなというふうに思いますが、私はまだまだ物足りなさを非常に痛切に感じております。

もうかる農業ということで、知事が推奨されているいろいろ動いていただいた

のはよくわかっておるんですが、しかしながら、現場においてはまだまだそれが、形、目に見えてこないという現状があります。ぜひとも、普及員含め、それから研究機関含め、力を入れていただきたいなど。力を入れるということは、人もそうだし予算もそうだしということでございますが、その辺のところ、御感想、知事、一言いただけませんか。

○知事（鈴木英敬） 藤田議員におかれましては、現場をしっかりと回っていただいて、現場の肌感覚に基づいた御指摘をいただきましてありがとうございます。

議員のおっしゃっていただいたように、もうかる農業、一定の成果はありつつも、特に生産者の方を含めた実感にまだつながっていないというのは事実だと思います。天候に左右されたり、あるいは1年に何度もつくれるものではないので息の長い取組が必要であるにしても、まだ実感につながっていないと思います。

そのためには、各フェーズ、生産、加工、販売、流通、それから、生産を支える基盤、それぞれにおいて、価値が上がりコストが下がる、価値が上がりコストが下がる、価値が上がりコストが下がる、それを全部積み重ねないともうかる農業というのはいかないと思いますので、息の長い取組をしっかりとしていきたいと思いますが、議員が御指摘いただいたのは、僕はものづくりの中小企業のとことかによく話をするんですけども、富士山型を目指していこうという御指摘をいただいたのではないかと思います。要は、高い、高さも高く、富士山というのは裾野がすごい広いからしっかりと裾野を広げていく、そういうふうな形でしっかりと、高さだけあつたらええのと違うでと、裾野だけあつたらええのと違うでと、その両方をしっかりとやりなさいよと御指摘いただいたかと思っておりますので、息の長い展開の中で現場の皆さんとも意見交換しながらしっかりとやっていきたいと思っております。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） よろしくお願いを申し上げます。

ちょっと質問の順番を変えさせていただきます。時間がございませんので、

3番目を先にやらさせていただきます。

これは農業とは全然違う質問でございますけれども、セーフティネットの中の日常生活自立支援事業というのについてお聞きをしたいと思います。

(パネルを示す) これなのでございますけれども、この事業というのは、三重県が、三重県社会福祉協議会が地域の基幹福祉協議会に依頼をして行っている事業で、名前を社会福祉協議会では地域福祉権利擁護事業というふうに呼んでおります。このような形で、対象者は、地域で生活をされていらっしゃる高齢者、知的障がい者、精神障がい者などが対象になっておりまして、福祉サービスを利用するときのお手伝いであったり、どこへどんなふうになんか書類を申し込んだらいいのかというようなお手伝いがございます。それから、日常的なお金の管理のお手伝い、預金の出し入れ、支払い、その他でございます。それから、預金通帳であったり権利書であったりという、そういう大切な書類をお預かりして保管をしておるということでございますが、これを実際どんなふうな形でやっていただいておりますかといいまして、社会福祉協議会の中に、専門員という方と生活支援員という、この二つの仕事をされている方が具体的に仕事をしていただいております。

国の基準によりますと、専門員というのは利用者35名に対して1名が適正な数だと、こういうふうに言われております。専門員というのは、相談の依頼があったときに、利用者になるべくそういう人に訪問をいただいているいろんな聞き取りを行いながら所定の手続きをして契約を結んでいただくということでございます。その結んだ契約に従って、現場へ行って日々対応していただくのが生活支援員であります。これは、専門員の方から指示をいただいて契約の内容について具体的な業務を行うわけです。業務を行ったら帰ってきて専門員の方に報告をするということでございます。

昨年、中村進一議員をはじめとするいろんな皆さん方が質問をしていただいて、国がこの補助金の3割をカットしますよという話があったんですけども、それに対していろんな議員の方の努力によりまして、当然知事も要望をいただいたというふう聞いておりますけれども、もどに戻していただい

たと。もとへ戻ったんですけれども、実際いろんな数字を見せていただくと大変厳しい現状があるということでございまして、ちょっとこの表を見ていただければわかるんですけれども、（パネルを示す）上のブルーの数字は利用者の数でございます。最後の平成26年度は7月いっぱいでございますので、この数はもっと増えるだろうというふうに思っております。その下の赤い数字は、今、国の基準の35人でやりますとこれだけしかできませんよと、980人しか面倒を見られませんよ、それが1327人の面倒を見る必要があるんですと、こういう数字でございまして、一番端っこに、私、実は内容を、どうなんだろうということ鈴鹿市の社会福祉協議会へ行ってお話を聞いてまいりました。

そうしましたら、鈴鹿市の場合ですけれども、利用者が119名おりますと。それを2人の専門員の方で対応いただいております。具体的には、どんなふうにしてこなしてみえるんですかというふうにお聞きしたら、専門員の方が2名いて、1名が57名を担当されておって、もう一名の方が、まだ入られて、やり始めてちょっと時間が、年数がたっていないものですから38名、残りの24名は担当外の社会福祉協議会の職員がカバーをしておるのが現状でございました。

その現状を見て、一つは、35人が標準なのに57人を担当するということはどうやってやるんですかといったら、残業をされる、これもあれなんですけれども、それと、休日出勤をしておこなっていると、こういうことございまして、そういうことですかということでございました。もう1点は、担当外の職員が本来の仕事の上に利用者の対応をしていただくということでございますので、結局、職員のいわゆる負担でこの鈴鹿市の場合は成り立っているんだというふうに見て帰ってまいりました。

こういう状況の中で、これは県の社会福祉協議会に県のほうから、国の補助金と県の補助金、2分の1ずつ出しているんですけれども、こういう状況でやっていただいておりますが、昨年の部長の答弁の中で、専門員が2名増員されました、努力しているんですと、こういう回答だったんです。これ

は平成25年度ですので、26年度も2名増員をされているそうでございますけれども、今の現状で平均して47名、鈴鹿市の場合は60名という状況でございますけれども、この状況に対して県としてどのような対応を考えてみえるのかお聞かせ願いたいと思います。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 日常生活自立支援事業についてのお尋ねでございますが、この日常生活自立支援事業は、御紹介いただきましたように、高齢化の進展や障がい者の地域移行が進められる中、利用者が大きく増加し続けております。このため、県では県社会福祉協議会に対する支援の拡充を図ってきておりまして、専門員についても毎年2名程度増員してきたところですが、利用者の増加に専門員の配置が追いついていないというのが現状でございます。

このような状況の中、県としましてもこの事業のコーディネートを行う専門員の配置は重要であると認識しておりまして、県の財政は依然として厳しい状況でございますが、今後とも専門員の適正な配置に努めていきたいと考えております。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 努めてまいりたいと思いますので結果が47名に1人、鈴鹿市に60名に1人と、こういうことでございますが、恐らく予算をどんなふうにするのかという話はございますけれども、これは予算の配分の仕方に大きくかかわっていくのではないかとこのように思っております。部全体で何%と、こういうお話があって予算編成をしていくと、恐らくこの数字はずっと40何名が続いていくのではないかなというふうに思っております。部長もおっしゃられたように、数はもっと増えていきます。施設から地域へという流れの中で大変な数が増えていくというふうに予想されます。この辺を含めて、予算にかかわることでございますので、知事の御意見を、もしよければ簡単に。

○知事（鈴木英敬） 次年度の予算につきましては、それぞれ各部からどうい

うふうに要求するののかというのはまだ、私、聞いておりませんし、全体の政策協議において優先事項については議論したところでありますけれども、今後、適切に判断していきたいと思っております。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ぜひとも適切に判断をいただきますようお願いを申し上げます。

最後の質問なんですけれども、これ、もう要望に変えさせていただきます。

医療・健康・福祉産業というのがこれからますます重要になっていくであろうというふうに思っております。産業活性化という観点から、医療・健康・福祉分野の産業に力を入れていく、これは一つの柱になり得るというのは、当然国もおっしゃっています。そういう意味で、ぜひとも県としてもバックアップをいただきたい。特に鈴鹿市では、ライフイノベーションという形で県としても特区申請をいただいて、それをバックアップしていきますよというふうにしていただいております。

鈴鹿市においては鈴鹿医療科学大学が中心になって、頑張っている進めていただいております。筑波大学の山海教授が開発されたロボットスーツHALであったり、あるいは医療情報を集約して総合型の医療情報データベースをつくって、新しい薬も含めての医学データに基づいた形での商品開発をしていくというふうに聞いておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいなというふうに思います。

特に鈴鹿市においては、薬用植物というのを中心に考えて動いている部分がございます。具体的に言いますとシャクヤクを中心にしてでございますけれども、シャクヤクの根っこというのは薬用の漢方薬になるわけでございますので、それをつくってということでございます。

私、なぜあえてここで質問させていただいたかということ、先ほどの農業の関連の中で、イノベーションを進めていく、新しい商品をつくっていくという中で薬用植物というのが一つあり得るのではないかなというふうにしておるところでございます、その辺のところの県のバックアップをぜひお願

いしたいなという思いで、ここで取り上げさせていただきました。実際、障がい者アグリ就労支援会という協議会がありまして、その中に鈴鹿シャクヤク産地化検討会というのをつくっていただいて、鈴鹿医療科学大学の教授、あるいは県の花植木センター、鈴鹿農協、当然農家の皆さんも入っていただいて、それらが連携しながら、農林水産省が進めております薬用作物の産地化を目指す事業がございまして、それを使いながら鈴鹿で産地化を進めたいというような動きもございまして。当然その生産、技術もしかしながら、販売も含めて、ぜひとも県の御支援を賜りますように心からお願いを申し上げまして、至らぬ点が多々あったかと思いますが、質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（永田正巳） 7番 石田成生議員。

〔7番 石田成生議員登壇・拍手〕

○7番（石田成生） 自民みらい、石田成生でございます。通告に従いましてお尋ねをしております。

まず、三重県生活環境の保全に関する条例のうち土壌汚染に関する部分についてお尋ねをしております。

前段、背景から入りますと、日本全体が少子・高齢化の問題を抱えております。大都市圏では例外で、地方は生き残りをかけて都市間競争をし、人口の引っ張り合いをしております。私の生まれ育った四日市市の東南部塩浜地区も、最近、二つの小学校が一つに統合されました。この地域を元気なまちに復活させるためには、地域住民、企業、行政が協働して新しいまちづくりに向かわなければなりません。

人口減少時代の新しいまちづくりを考えたとき、この地域には近鉄名古屋線の急行停車駅塩浜駅があり、名古屋まで40分という十分な可能性を持った地域であると言えます。また、石油化学コンビナートの復活も期待されるところでありまして、今回はコンビナートの空き地利用に関連した質問をいたします。

四日市第1コンビナートの元気が弱まっていった象徴的な事柄が、平成13

年のM化学のエチレンプラントの停止であります。以後、石油化学プラントの再編、撤退が進み、平成25年には製造プラントの5割近くが余剰用地となっています。そのM化学も、塩浜エリアの衰退をストップさせるために研究施設を余剰用地に誘致し、地域に対し一定の経済効果、雇用の効果をもたらしています。この余剰用地を再利用しようとしたときに、三重県生活環境の保全に関する条例が深く影響していますので、お尋ねしてまいります。

平成15年2月施行の土壤汚染対策法という法律があります。目的は、土壤汚染の事後対策による健康被害の防止であります。県条例はその翌年、平成16年にできており、この土壤汚染対策法の網の目の粗さを埋めるような形で条例はつくられております。

ここで少し法律と条例の関係を説明いたしますと、法律では、工場等での有害物質使用施設の廃止時に土壤汚染調査を行うことが義務づけられておりますが、工場等の稼働中は調査の義務がありません。申しあげました有害物質使用特定施設とは文字どおり特定有害物質を使用している工場のことを指しますが、その特定有害物質とは何かといえますと、皆さん聞き覚えのあるような名前では、カドミウム、六価クロム、鉛、ヒ素、フッ素、PCB等25種類の有害物質を指します。

平成22年にはこの法律が改正されて、平成22年に施行されております。その内容は、3000平方メートル以上の土地の形質変更を行う際、県に届け出ることが義務づけられております。形質変更とは、その土地を掘ったりすることをいいます。なお、事業者が任意に行った調査の結果、土壤汚染が発見されたとしても、県に報告する規定は、改正法において盛り込まれてはおりません。

そのような中、条例では法の規定を補う形で、有害物質使用施設の稼働中における定期的な土壤または地下水の調査、300平方メートル以上の土地の形質変更を行う際の土壤調査等を義務づけております。また、事業者が任意に行った調査についても、土壤汚染が発見された場合は県に届け出ることを義務づけ、県は届出内容を、条例に基づきその都度公表しております。

その後、事業者は対策をするという流れになりますが、多くの場合、土壌汚染を掘削除去しており、対策にかかる費用が膨大であると、そのような声も聞いておるところであります。

この法と条例を一言二言では説明できませんが、そもそも県条例の目的にも、土壌汚染の早期発見、拡散防止による健康被害の防止とあるように、汚染の防止ではなく、汚染されている土壌を早く発見し、早く手を打ちなさいと、こういう趣旨の条例になっております。この趣旨はよく理解のできることであり、周辺住民の健康が最優先であることは異論ありませんが、調査と対策には当然費用がかかります。周辺住民の健康を考えると当然必要な経費であることは議論の余地はありませんが、この法律が防止法ではなく対策法であること、名称と規定の違いで事業者にとってどんな違いが出てくるかという、事業を縮小しようとしているときに費用がかかってくるんですね、廃止時ということは、事業を縮小しようとしているときに費用がかかってくるのか、新規投資をしようとするときにかかってくるのか。

新規投資をしようとしたときは当然いろんな余分な経費がかかってきたりするの覚悟の上ですが、これは縮小するときに費用がかかってくると。閉鎖するわけですから利益が減少するときにかかってくるのか、または、利益が伸びているとき、伸ばそうとしているときにかかってくるのかという違いがあるわけですね。新規投資を決定するずっと前に、その時点で調査と拡散防止のための応急措置を求められておるわけで、そこがきつところであるかなと思うんです。

そこで、法と条例の趣旨を緩めずに事業所が新規投資しやすい工夫はないものかと思うところでもあります。例えば、応急措置の方法を、汚染の程度によって掘削除去まで求めないとか、汚染の状況によっては全ての事案について公表する必要はないんじゃないかなと考えますが、県はどのような考え方にに基づき公表しているのでしょうか。場合によっては事業所にかなりの社会的プレッシャーがかかることになりますので、お考えをお尋ねしたいなと思います。

いずれにしても住民の健康のための規制でありますので、この法律、この条例の趣旨、目的を弱めたりゆがめることなく、有害物質使用特定施設を設置する事業所が新規投資をしやすく、何とかすべきだと考えるんですが、いかがでしょうか。御所見をお示ください。

〔高沖芳寿環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（高沖芳寿） 県内におきましては、条例が施行されました平成16年10月以降、平成25年度末までに約100件の土壌汚染が発見されております。条例に基づきまして、これが県に届けられておるという状況でございます。このうち、条例に基づく調査によって土壌汚染が発見された件数としては7件ございます。その他は、自主的な調査の結果、土壌汚染が発見されたものであり、法に基づく調査により発見されたものは現在ございません。

このように、条例に基づく調査の規定、汚染発見の届出義務等の規定によりまして、県は早期に土壌汚染を把握し、対策を指導することが可能となっております。このことから、当然のことながら条例は法を補完する目的において有効に機能しているというふうに理解しております。

なお、条例に基づく詳細な調査でございますけれども、これにつきましては、これを求める場合というのは限定をしております、有害物質使用工場等の敷地内での300平方メートル以上の土地の形質変更時及び3000平方メートル以上の土地の形質変更を行う際に、有害物質使用工場等の立地履歴があった場合のみということにしております。これらを除いては汚染の有無を確認するための調査としており、調査の実施が事業者の過度な負担とならないものとしておるところでございます。

土壌汚染の対策といたしましては摂取経路の遮断というのが基本とされていることから、汚染の程度や健康被害のおそれの有無など、状況に応じて合理的で適切な対策が選択されるよう指導を行っているところでございます。

次に、土壌汚染発見の届出内容の公表につきましては、平成15年に当該条例の一部改正に係る三重県環境審議会からの答申において届出内容は基本的に公表との考え方が示されたことから、これを踏まえて運用を行っている

ころでございます。この審議会答申におきまして、リスクマネジメントの観点からは積極的に公表し、情報の共有を図ることを基本としておりますけれども、地下水汚染を伴わない土壌汚染だけの場合や、あるいは自然由来による土壌汚染などの場合で周辺への拡散が懸念されない場合においては慎重な対応が求められるとの考え方も示されているところでございます。

これらの考え方を踏まえまして、土壌汚染発見の届出内容の公表に当たっては適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） お答えいただきましたが、今の制度の御説明をいただいたところで、私の趣旨に前向き、ちょっとこうしますというのは余り見つけられなかったような気がするんです。直ちに対策をとらなくても公表した時点で、社会的プレッシャーというような言葉も使いましたが、これはもう公表した時点で企業としてはやらざるを得んと、対策を。そんなような空気もあるわけで、なかなかそこまで言っていないといってもそうはいかないところもあるんです。

法律と条例と二つあって、法律が結構、見るとある程度粗くて、そこを条例で埋めているようなところがあるので、これは、条例の部分は県で少しいろいろできるのかなと、いろいろ変えられるのかなと思うところがあって、一気に変えられませんが、ちょっと運用を考えると何かしまして、または、県内の話ですから県内の特区的なことを考えて、モデル的にこうやってみたら新規投資できるんじゃないかというようなことをぜひお考えいただきたいと思うんですが、少し御所見をいただければありがたいと思います。

○環境生活部長（高沖芳寿） 法と条例の関係につきましては先ほど議員が御指摘のようなところでございまして、法は事後の処置というのを基本的に置いておりまして、条例はその以前の規制、それから、生活環境保全への影響をできるだけ少なくするというで定められたものでございますけれども、実際の運用に当たっては、先ほど申し上げましたようにいろんな状況に応じ

て調査の方法等もございますので、そこは運用の中でできるものについては指導していきたいというふうに思っております。

それから、あと、実際に自主的に報告されておる件数が多いので、それについてはその都度適切に指導、助言等を行っておりますので、引き続いて行いたいと思っております。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） この時代、どのまちでも新しいまちをつくってもう一回元気を取り戻そうということを生懸命やっていかなきゃいけない事態なので、そのうちのひとつとしてコンビナートがさらにもう一回元気になるようなことの、この条例、法律が差し支えになっているところがあるので、うまく新規投資が出るようなことをぜひ今後お考えいただきたいと思っておりますのでお願いしておきます。

続いて、二つ目の質問に移ります。死因究明等推進計画についてお尋ねをいたします。

もう半年ほど前になりますが、警察医として活躍をされているお医者さんから、お話を聞かせていただく機会がありました。警察医とは、犯罪による死体、または犯罪の疑いのある死体と、病院で亡くなられたり、遺族が主治医を呼んだ場合以外で、死因や身元がはっきりしない遺体について、警察の検視に立ち会い、事件性の有無を判断し、死体検案書を作成する医師のことをいい、警察本部長による委嘱により活動されている医師の皆さんのことを指します。

死体検案書とは、死亡診断書と同じものと理解をしていただいてもよいと思います。去年は警察医110名で986体の死体を検視立ち会いし、検案したと伺っております。

そのお話を伺った先生はこのように話されておりました。検視、検案の仕事は夜中でも容赦なく立ち会い依頼があるため、日中、通常の診療業務を行っている開業医にとっては負担が大きい。以前は警察医に委嘱されること自体にステータスを感じ、委嘱を受けた医師は高い倫理観とボランティアの

精神によって検視の立ち会い、検案業務に当たってきた。ところが、最近ではその業務の大変さから、警察医の引き受け手が少なくなっている。何らかの手を打つ必要があると指摘されました。

もう少し、県警本部からいただいた資料に基づいて、県内の検視業務について説明いたします。

三重県警は昨年、平成25年は県内で2409体の死体を検視し、この数は10年前の1764体から35%増加しており、右肩上がりの増加傾向を示しております。このことから、警察や検視に立ち会う医師にとって年々負担が増加していると読み取ることができます。

三重県警では、業務量の増加と検視の質の向上のため、10年前の検視官2人体制から現在の4人体制に強化するなど、体制整備、質の充実を図っております。それに対し、警察による検視死体2409体のうち、先ほども紹介しましたが、警察医による検視立ち会いは986体。先ほど言いました。このほかは、大学病院等の法医学医師によるものが202体、搬送先の医師によるものが950体、主治医によるものが271体でありました。

この数字だけではその大変さはわかりにくいのかもわかりませんが、申し上げましたように昼夜関係なく呼び出されることや、時間のたっている死体、事件、事故の現場は悲惨なものらしいです。

さらに、解剖については、昨年146体が解剖されていますが、これは、平成16年、10年前の69体と比較すると2倍以上となっています。解剖業務に従事しているのはほとんどが三重大学の法医学解剖室であり、三重大学の負担も確実に増大しております。

さて、このような県内事情の中、国の動きを見ますと、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、大津波の影響等で身元の確認作業が困難をきわめたことから、平素から身元確認の体制整備の重要性が改めて認識されております。

震災の翌年、平成24年6月には、死因究明及び身元確認の充実強化を目的に死因究明等の推進に関する法律が制定され、死因究明の強化が図られてま

いました。この法律には、内閣府の特別の機関として死因究明等推進会議を設置し、講ずべき必要な法制度上または財政上の措置を定めた死因究明等推進計画の案を作成することとされております。

そして、本年6月13日に死因究明等推進計画が閣議決定されました。この計画は、高齢化の進展等の社会情勢の変化を受けて死者数の増加が予想されることや、首都直下地震をはじめとする大規模災害の発生を勘案して、死因究明等を推進する重要性がますます高まるものと考え、死因究明等、これ、「等」というところは身元確認を含んでいるという意味ですが、死因究明等を総合的かつ計画的に推進するために政府が策定した計画です。

その中に、三つ期待される効果が明記されております。死因究明等の公益性が重要なものであると位置づけられること、死因究明等の推進、実施体制の連携が構築されること、検案する医師の質の向上が図られることとされております。さらに、計画の中に、法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備を重点施策に挙げ、地方自治体に対し、知事部局、県警察、県医師会、県歯科医師会、大学等から構成される死因究明等推進協議会（仮称）を設置し、死因究明等の取組を要請する旨が記載されております。

私はこれまで、警察医の業務の負担軽減についてどうすればよいか考えてきましたが、平成24年6月の死因究明等の推進に関する法律、本年6月閣議決定の死因究明等推進計画によれば、死因究明等、事件性の有無を判断する検視、検案、病理学的な究明を行う病院の体制、災害時の身元確認について、地方自治体、県警察、基幹病院、県医師会、県歯科医師会等々がばらばらに対応するようなことなく、それぞれが連携し、計画に記載されているように協議会を立ち上げて取り組む必要を感じ始めております。現段階では閣議決定でありますので、今後、法整備がなされていくことと思いますが、先ほど来申し上げておりますとおり、推進計画の中に各都道府県による死因究明等推進協議会、仮称ですけれども、の設置が求められておりますので、まずは検討を進める必要があると思います。

そこでお尋ねしますが、この死因究明等推進計画に関する今後の取組について考え方をお答えください。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 死因究明等推進計画に係る県の今後の取組についてでございますけれども、大きく2点ございます。

1点は、今、議員のほうから御説明がございましたように、死体検案を行っていただく医師の確保が重要だと考えておりまして、県としましても昨年度より地域医療再生基金を活用いたしまして、災害時等において死体検案を行う研修を医師の皆さんに実施しているところでございます。

もう1点は、死因究明等推進協議会でございますけれども、仮称ということでございますが、これにつきましては、県としてもこの体制づくりの必要性を認識しているところでございまして、今後、国と緊密な連携のもと、必要な情報を入手した上で、県警察をはじめとする関係機関とも密接に連携協力しながらこのような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 協議会の体制づくりを今後考えていかれるんですが、閣議決定のレベルですので、これは法整備を待ってタイムスケジュールは決まっていくんですかね。協議会をいつどうやってつくっていくというのは法整備を待ってのことなのかなと思うんですが、それについてが一つですね。

それから、医療の現場環境ですが、従来から医師不足とかお医者さんの環境って医療裁判等々で厳しさが随分増している中ですので、そういう意味でも医師を取り巻く環境の改善は速やかに対応していく必要があると思うんです。例えば県立病院ができる取組、死因究明等の中でそういうこともできるんじゃないかなと思うんですが、御所見があったらお答えをいただきたいと思います。

それから、県の警察医会はどうも、結構検討に入っておるのか、今年度末に発展的解消をして、大災害時の身元確認について全国医師会と連携をとる

ようなことももう既に進められておるように聞いておりますので、随分早く対応されておるのかなというふうに感じております。

以上、二、三点、もう一度お答えをいただければありがたいですが、願います。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 国の計画等に基づいてということでございますけれども、それを待たずとも、県のほうでは医療安全に関する推進協議会等ございますので、この中でも今後の体制整備のあり方については議論してまいりたいと思っておりますし、一方、国のほうからは、今回の県におきます死因究明等推進協議会の設置に当たっては緊密な連携をとることを求められておりますので、そういった情報も集めながら県としては体制整備に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、警察医会の関係につきましても、同時に国のほうからいろいろ通達が来ているところでございますので、あわせて連携を図りながらこの体制づくりについて検討してまいりたいと考えています。

医療機関の体制の確保につきましても、先ほど申し上げました研修等を引き続き進めることによりまして、不安なく死体検案などできるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） ありがとうございます。

順調に進めていただくことをお願いしておくのと、最後にもう一つだけ、これ、どこの部局がというか、どなたが中心になって音頭をとって進めていくことになりますか。それだけ最後に一つお答えください。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 現時点ではどこの部局が中心になってということまでは申し上げられませんが、当部局、そして県警察、密接に連携しながら県内関係機関と一緒に体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） では、どうぞよろしくお願いをいたします。

続いて、次の質問に移らせていただきます。教員の理想像についてというタイトルにいたしました。どんな先生に教壇に立っていただくのが理想であるか、私の考えをお伝えしながら教育委員会のお考えをお尋ねしてまいります。

三重県教育委員会が出されている平成27年度三重県公立学校教員採用選考試験実施要項、ちょっと長い名前ですが、ここには教員として求める人物像を次のように記されております。三つ記されております。

教育に対する情熱と使命感を持つ人、一つ目。これは、子どもに対する愛情や教育者としての責任感が強く、常に子どもの人格と個性を尊重した指導ができる人。

二つ目、専門的知識・技能に基づく課題解決能力を持つ人。これは、たゆみない向上への意欲を持ち、子どもとともに課題に取り組む創造性、積極性、行動力を持つ人。

三つ目、自立した社会人としての豊かな人間性を持つ人。すぐれた人権感覚と社会人としての良識に富み、子どもや保護者との間に深い信頼関係が築ける人と、このようにあります。

そのとおりだと思います。では、どうやってこのような教員を教壇に導くことができるのかと、結構難しいところかなと思うんですね。

私が考える学校とは何をするとところかということについて考えを申し上げますと、一言で言うと、児童・生徒に対し、社会に出る準備、社会で生き抜くための準備をすることだと言えらると思うんです。社会で生き抜くための準備とは、他人の役に立ち、他人とコミュニケーションがとれるように訓練することだと思うんです。その仕事をするのが教員で、その場として学校があるんだと思うんです。

さて、今回の質問ではそのような先生をどうやって採用していけばよいのかを考えてみたいと思うんですが、三重県では平成17年度から社会人特別選

考を実施し、高等学校の教諭に、看護や福祉等、教職員免許所有者の少ない教科、科目に社会人枠を設けてきております。この社会人特別選考では教員免許を持っていない人を対象にしており、申込資格は、民間企業、官公庁等において勤務経験があり、出願する教科に高度な専門知識・経験・技能を持っていることとし、合格者には特別免許状を授与し、教員として採用してきております。

しかし、平成19年度、20年度は応募者がなく、平成21年度からは新たに、教員免許があつて企業等において社会人として活躍している人にも申し込みの資格を拡大しております。

このような選考方法を導入し、社会人経験のある教員による学校現場の活性化を狙ったのですが、平成17年度から始められた高等学校の教諭に、看護や福祉等、教職員免許所有者の少ない教科、科目を対象とした社会人枠、平成21年度からは呼び名が変わって社会人Ⅰと名づけている枠では、10年間でわずかに4名の合格ですね。平成21年度から始められた、教員免許があり企業等において社会人として活躍している社会人Ⅱと名づけられている枠では、6年間で23名の合格。教員採用試験全体と比較すると、全体の合格者に対し、社会人選考ⅠとⅡを合わせても、多い年で平成25年の教員試験の合格者506名に対して11名、少ない年、平成21年、22年ではゼロ、直近の昨年、平成25年合格は4。数としての実績はこのような実績しか出ておりません。

社会人の専門的な技術、技能、企業等での豊かな経験を生かし、学校現場を活性化する目的でスタートしたこの選考方法を現時点でどう検証されているのか、合格者数は少ないけれども、その合格した人たちがどんな効果を出しているのか、御所見をお伺いします。

私は、一般社会で経験のある教員採用を増やしていく必要があるという考えで申し上げております。社会人経験の教員採用枠を一気に全体の3割ぐらいに上げてはと思っておりますが、御所見をお伺いします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 教員採用の社会人特別枠選考について御回答申し上げ

げます。

社会人特別選考は、社会人の持つ専門的な知識、技能や豊かな経験を教育に生かすことを目的として実施しています。申込資格は民間企業などで正規職員として5年以上従事した者とし、試験に当たっては、教養の筆答試験にかえて小論文を実施しています。また、より豊かな経験を有する人材を採用するため、平成22年4月採用の選考試験から年齢要件を40歳未満から60歳未満に緩和するなど、対象者の拡大を図ってきました。

その具体的な成果につきましては、本制度で採用した教員が配置された校長からは、専門の法令、制度に詳しく、大人としての良識やビジネス界からの常識をしっかりと伝えている、実習などで高齢者や障がい者などへ現実的な接し方がすぐれているなど、経験で培った高い専門的力量に基づいた実践的指導や職業にかける熱い思いを的確に生徒に伝えるとともに、校内研修においても指導的役割を担っていると聞いております。

なお、本制度がなかった平成6年度に、相可高校の村林教諭を調理師専門学校教員から、また、本制度ができた平成23年度には、伊賀白鳳高校の上川教諭を一流ホテルパティシエから、それぞれ採用するなど、高校の特色化、魅力化に合わせた採用を実施してきましたが、今では、学校教育に加え、地域の活性化にも大いに貢献いただいているところでございます。

現在、一般選考を含む全合格者の中で企業等経験者の占める割合は約10%に達しており、一般選考などで採用される企業等経験者も少なくない状況にあります。このような中で、社会人特別選考については今後とも、合格者全体における新規卒業者とのバランスや年齢構成、市町教育委員会や学校の特色化、魅力化などのニーズ等も踏まえ、そのあり方について十分検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） この結果、社会人枠の採用の数字だけを言うと、どうでしょう、思惑より少なかったのかなと思いますが、今のお答えですと、社会

人特別選考によって採用された方は、そのメリット、効果を現場では十分出していると聞いていると、そういうようなお答えだったかなと思うんです。

やっぱり社会人の経験がある人が、教科の中身というのは黒板で大体教えながら、背中を生徒に向けて、背中できざまを教えるみたいな。こういうイメージを私は持っておりまして、多種多様な経験のある人、1次産業もそうだし、サラリーマンも営業マンも、自衛隊の経験者なんかは私は大賛成なんですけど、そういう方らを、教壇に立っていただいて教科を教えるだけではなくて、社会に出てからの人とのコミュニケーション、人の役に立つことで自分が生活できていくわけですから、そういうようなことを教えていただくについては、その経験のある人の採用枠をもっと積極的に増やしていただきたい。3割という数字を言いましたけれども、できるだけ多いほうがいいと思いますので、その方向でぜひお考えをいただきたいなと思います。

一般採用試験の中にも、自然とというか、社会人経験の方が、ある数字も見ましたが、1年となっていました。でも、選考試験は5年を条件にしてございますので、1年というのもやっぱり、もう少し、5年ぐらいの経験があったほうがいいんじゃないかなと思いますので、ぜひ進めていっていただきたい。

結果としてなかなか数字が上がっていないところ辺は、どうしてそうなのかを御検証いただいて、もしその部分で検証されているのなら、どうしてそうなのか、それによってその後どう改善していくのかというのを示せるところがあればお示しをいただきたいと思います。

それが一つと、それから、問題解決能力をとということがよく出てきます。(冊子を示す) この三重県教育ビジョンにも、問題解決という単語、7回出てきます。この中から探したんじゃないくて、ホームページにありますので、それで検索をかけたらちゃんとたつたつと出てくるんです。7回あります。それに比べて、問題発見とか問題を見つけるというのは出てこないんですよね。

社会に出て大事なことは、問題解決の前に問題を見つけることだと思うん

です。当たり前のこととして、常識だとして日々行われていることの中に問題っていっぱいあって、そこに問題意識を持って、誰も言わなかった、誰も問題とは言わないけれども、あっ、これってみんなが毎日毎日自然にやっているけれども、当たり前のようにやっているけれども、これってここに問題があるよねということを見つける能力をつけること、これは大事だと思うんです。ひょっとしたら、解決能力よりもそちらのほうが大事かもしれないなと思うんです。それが出てこないんですね、解決、解決ばかりで。

ということは、解決ということはペーパーテストもそうです。問題をつくれじゃなくて、問題を解けなんですよね。与えられた問題は解けるけれども、生きていて何が問題なのかよくわからないという人が多いような気がしますので、その問題を見つけることの大切さを教えることも必要じゃないかなと思いますので、二つ御質問いたします。よろしくお願いします。

○教育長（山口千代己） まず、1点目の社会人特別選考についてでございますが、平成24年から、議員からも御指摘がございましたが、42人から67人と、3カ年、1年も含めるとあるということで、この5年というのをどう見るかということだと思っておりますので、今後、その検証も、1年以上の教員がどのような推移をたどっておるかというのも検証し、今後に生かしていきたいと思っております。

2点目の三重県教育ビジョンについて、課題解決する力は書いてあるけど発見する力がないのではないかということについてでございますが、三重県教育ビジョンでは、学力は知識の量だけでなく、今後、社会において問題を解決する力、困難を乗り越える力、コミュニケーション力といった、変化の激しい時代を生き抜くための力と定義づけております。

また、課題を解決する力については児童・生徒の発達段階に応じた記述をしておりまして、小学校では自ら課題を解決する力、中学校で主体的に課題を解決する力、高等学校では、自らが課題を発見し、その解決に向けて探求できる力を育成することとしております。

こんなことから、課題については、問題解決的な学習や探求的な学習にお

いて課題を発見することも一体のものであると考えております。議員からも指摘がございましたが、今後も子どもたちが社会を生き抜くために必要な課題解決力や、その前提となる課題発見力もあわせて育ててまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 問題じゃなくて課題を発見するということは、どこかにひょっとしたら教育長のお答えではあって、私がちょっと見つけられなかったのかもわかりません。

どちらかという、やっぱり解決、解決で、発見というのが少ないのは否めやんかなと思いますので、同じというよりもそれ以上に発見のほうが私は大事かなと思いますので、今後の方針の中にぜひお考えを入れていただきたいなと思います。

この際、学力テストの結果についての考えをちょっとお伝えしておきたいと思うんですね。学力テストの全国での順位が出ました。変わりばえはありません。

その順位と幸福実感は比例しません。その人その人が自分の幸せとは何かを明確にイメージして、それに向かうことが大事であると思うんですね。そこに、必ずしも学力成績が高くないと実現しないと切り切ることはできないと思うんです。

学力は高くなくてもよいと言っていると誤解されないように、次、申し上げておきますけれども、人は自分の頭の中でイメージできている範囲のことはしか実現できないと思うんです。どんな自分になりたいか、どんな社会にしたいか、イメージ以上のことは実現をしないと思っているんです。人は空を飛びたいと思って、より具体的にイメージすることによって飛行機をつくることができました。イメージ以上の実現はないと思うんです。

このイメージの枠をできる限り大きくするために勉強し、学力をつけるんだと思うんです。計算を知り、文学を知り、歴史を知り、自然を知り、芸術

を知り、イメージできる枠を広げる、すなわち可能性の広い人間になっていくために学力は必要であると思っておることを申し添えておきます。

答弁は求めませんので、私の考えだけちょっと御披露申し上げました。

では、最後の質問に入りますが、三重県の若人の思いを代弁したいと思えます。三重県のスポーツ競技力の強化について。

三重県では、平成26年度三重県経営方針に挙げられているように、様々なスポーツイベントに県内トップチームの選手を派遣しております。三重県のスポーツがより強化されることを願っていますが、そのためには、県内トップチームの選手のみならず、全国トップレベルの選手による小・中学生、高校生への指導を可能にしていきたいと思えます。全国トップレベルの選手による指導があれば、高校生や小・中学生は今以上に技術を向上させることができます。また、将来の夢や目標を持つこともできます。さらに長い目で見れば、指導を受けた子どもたちがトップチームの選手となり、後進の育成をするというサイクルも生まれるのではないかと考えます。

しかし、現在の三重県に目を向けると、全国レベルのトップチームが少ないように思えます。そこで、三重県に本拠地を置く、野球、サッカー、ラグビーなど、クラブチームの強化のための支援を行っていただきたいと思えます。

具体的には、競技場の設備の充実とトップレベルの選手の支援です。

三重県にも競技場はありますが、その設備は全国のトップレベルの選手を育成するには十分とは言えません。愛知県には豊田スタジアム、岐阜県には岐阜メモリアルセンター長良川球場があります。三重県にもそのような競技場をつくる必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

また、トップレベルの選手の中には、練習の合間に仕事やアルバイトをするなど、競技力の向上に十分な時間を割くことができていない選手もいます。トップチームの選手が技術の向上や後進への指導に余裕を持って取り組めるよう、県から経済的な支援をいただく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

続いて、地域産業における技術力の高度化、活性化についてもお尋ねをいたします。

三重県では、専門高校等における産業教育の活性化を図るため、平成27年度に全国産業教育フェアが県内で初めて開催されます。全国的な規模で開催されることにより、三重県内の学生にも、トップレベルの技術と競い合い、学ぶ機会が得られます。三重県の高校生のものづくりのレベル、さらには三重県の産業がより強化、活性化されることを願っています。

そのためには、学生や子どもたちが高い技術を専門的に学ぶことができ、将来の人材を育成できる施設を充実させる必要があります。また、様々な分野の高度な技術を持った人々が互いの技術を持ち寄り、共同で研究開発ができる施設を充実させることも、三重県の産業の強化や高度化につながると考えています。

現在、三重県には高度部材イノベーションセンターがあります。ここでは、民間企業や大学、研究機関など、様々な連携による研究開発を促進するとともに、中小企業の問題解決支援などが行われています。しかし、必要を感じるのは、民間企業の研究開発を促進することに加えて、高校生や子どもたちが最先端の技術に触れながら学ぶことができる教育機関の要素も備えた施設です。

三重県の地域産業を高度化、活性化させるためにも、民間企業の研究開発を促進するとともに、将来、県内で活躍する人材を育成することができる総合的な研究開発施設を三重県にもつくる必要があると考えますがいかがでしょうか。お答えをください。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 将来、県内で活躍する人材を育成するために、総合的な研究開発施設が必要ではないかとの御質問でございます。

地域産業を支える技術人材を育成していくに当たっては、小・中学生の段階からものづくりに関心を持ってもらうことが重要であると考えております。今年度実施しました県内事業所との懇談会におきましても、ものづくりにか

かわる企業の皆さんから同じような声をお聞きしております。

本県には、電子部品・デバイス、輸送用機械器具、化学工業が集積しますとともに、技術系の高等教育機関が複数ございます。企業見学や体験などを通じまして子どもたちにもものづくりや科学技術に触れてもらいやすい環境は、三重県では整っているというふうに考えております。

こうしたことから、三重県では毎年4月の科学技術週間に、工業研究所で子どもたちを対象とした科学体験教室を開催するほか、夏休み期間中に三重大学と連携しまして、ロボット製作キャンプを実施することに加え、秋には関係機関との連携のもと、発明くふう展というようなものを実施しております。

さらに、地域産業の担い手となります技能者の育成を狙いとして、県内企業やOB技術者等の協力を得まして、工業高校等への技術指導も実施しております。さらに、インターシップを実施することで現場の生きた技能を習得していただくとともに、企業内研修施設におきまして、実践的な技能を習得していただくための取組も実施しているところでございます。

このように、本県におきましては総合的な研究開発施設が果たす役割というのを、技術の進化に日々対応されている地域の企業の皆さんとか教育機関に求めまして、こうした機関との連携を進めていくことで地域の産業を支える技術人材の育成を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔世古 定地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（世古 定） 競技力の強化につきまして、2点御質問をいただきました。

まず、施設整備についてでございますけれども、本県競技力向上のために施設環境の充実というものは大変重要な課題であり、現状といたしましても、県内の体育施設は老朽化も進み、数の上でも十分ではないということから、その必要性はよく認識しているところでございます。

こうした中、平成33年に本県で国体が開催されることもあり、県といたし

ましては県営陸上競技場の大規模改修に着手したところでございます。

また、他の市にあっても、大規模な体育施設の整備に着手、あるいは計画策定に取り組んでいただいているところでございます。

さらに、県では本年8月に、国体の競技会を開催するために市や町が一定の要件を満たす施設改修を行う場合に支援する市町への施設整備補助制度を設けました。

今後は、これら県や市が行う大規模体育施設の整備とともに、国体開催に係る市町への施設整備補助制度の効果により、新規、既存、いずれにおきましても施設が拡充されることによって、トップレベルの選手の活動がより充実したものになると考えております。

続きまして、2点目のトップチーム選手への支援でございますけれども、県は昨年5月に、知事を本部長とします三重県競技力向上対策本部を設置し、競技力向上の取組を進めているところでございます。

その内容といたしましては、国内トップリーグ等で活躍する県内の企業、クラブチームや大学運動部を強化指定するとともに、成年選手の合宿や遠征等の強化活動への支援や、各競技団体において協議を行うために必要な特殊用具や備品を整備する取組なども行っているところでございます。

また、将来においてトップチーム選手として国際大会等で活躍が期待できるトップジュニアアスリートを本年度からチームみえスーパージュニアとして指定し、個々の選手の遠征や指導者の招請などの強化活動を支援できるよう着手したところでございます。

今後三重県競技力向上対策本部におきまして、競技団体等関係団体の声も聞きながら、これまでも行ってきた強化活動をより効果的に取り組んでいくことで、トップチームの選手が活動しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） それぞれお答えをいただきありがとうございます。

国体を控えておりますので、そこでの活躍する県内の選手育成のためにも、

それから、当然、開催に向けて施設整備を充実させていく、そういうお答えをいただき、また、産業部門では、高校生が当然、働いたらそこでは専門的な技術、知識等々を求めなくても要求される時代というか、そういう年代に入る前に若いうちから積極的にそういう技術に触れたいという、そういう思いがあるわけで、将来の三重県を支えていく、担っていく若人の意見をぜひ聞き届けていただきたいなど。

知事、この三重県の若人に対してエールを送っていただきたいと思うんですが、最後に一言お願いいたします。

○知事（鈴木英敬） 今、最後に御質問いただいたスポーツと産業人材は、石田議員がみえ高校生県議会で担当していただいた四日市工業高等学校の子たちの声だというふうに聞きました。

彼らは間近で自分のいつも日々をともにしている仲間が頑張っている姿を見、また、自分自身もそういう夢に向かって頑張っていきたいという中での切実な思いをその担当であった石田議員にお伝えしたんだなというふうに思っておりますので、少しでも実現に近づけていけるように、私たちも頑張っていきたいと思います。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。（拍手）

休 憩

○議長（永田正巳） 暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時1分開議

開 議

○副議長（奥野英介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（奥野英介） 県政に対する質問を継続します。8番 大久保孝栄議員。

〔8番 大久保孝栄議員登壇・拍手〕

○8番（大久保孝栄） 皆さん、こんにちは。熊野市・南牟婁郡選出、鷹山の
大久保孝栄でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

一般質問午後1番ということで、奥野議長、どうぞよろしくお願ひいたします。

我が地域が被災しました紀伊半島大水害から早くも3年がたちました。県当局におかれましてはこの3年間、復旧工事、復興支援に多大な御尽力をいただいておりますことに、まずもって御礼申し上げます。

また、この大水害を受けて、道路の重要性を身にしみて実感いたしました。知事はじめ県土整備部の皆様には、その後の高速道路紀勢自動車道の3年連続新規事業化の実現、さらには、ミッシングリンクの解消のために気持ちのこもった要望活動を随時行っていることに感謝申し上げます。

災害の怖さ、つらさを忘れることなく、これからも防災、減災に県一丸となって取り組んでいていただきたいことをお願ひ申し上げ、今日は初めて、防災と復旧以外の質問をさせていただきます。

さて、安倍内閣が経済政策を進める中、成長戦略のかなめとして女性の活躍推進が掲げられている中、第二次改造内閣となり、5名の女性閣僚が誕生いたしました。中でも、私の尊敬する、三重県にもゆかりの深い有村治子参議院議員が女性活躍担当大臣に、また、山谷えり子参議院議員が国家公安委員会委員長兼拉致問題担当大臣に就任されました。

そこで、女性活躍と北朝鮮拉致問題について、それぞれの三重県における取組についてお伺ひしたいと思います。

まず、1問目は、三重県における女性活躍についてでございます。

女性活躍の中には、男女共同参画、少子化問題、食育、公務員制度改革な

どが含まれておりますけれども、それぞれの施策は数多くあり、三重県でも各部局で進めていただいていると承知しております。

しかし、本当に女性が活躍できるためには何よりも男性の理解と協力が不可欠であり、女性が多く活躍されているところにいる男性こそが、心が広く、知的ですばらしい方が多いのではないかと思います。そして、女性も活躍できる場を与えてくれる男性に感謝の心を持ち、お互いがお互いを認め合い、尊重できる関係をつくり上げていくべきだと考えています。

そこで、三重県における鈴木知事の女性活躍についての御所見をお聞かせいただきたいと思います。具体的な施策をお聞きすると数多くあると思いますので、鈴木知事の御所見をまずお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 女性活躍推進に関する所見ということで答弁させていただきます。

三重県が行っております県民意識調査によりますと、幸福感を高めるために有効な手だてとして、家族との助け合い、自分自身の努力の二つが重要とされています。

私は、家庭において家事、育児をすることや家族を守ること、地域において活動すること、企業等において働くことなどの様々な場面で家族などの助け合いが得られ、自らの努力により能力が発揮できる環境を整えることが必要と考えております。

女性活躍においても、女性活躍というとすぐに管理職登用の話や働く場面の話が多いですが、本当はそれに限らず様々な分野で自らの夢や希望をどのように実現するかという多様な選択ができることが重要であり、固定的な役割分担意識や男性の視点を中心につくられた社会の仕組みを解消していかなければならないと考えています。

そのためには、社会機運の醸成、柔軟で多様な働き方、子育て家庭への支援を柱とする社会環境の整備が必要です。社会機運の醸成のきっかけとすべ

く、国と連携し、8月19日に私と当時の森まさこ大臣も出席した輝く女性応援会議 in 三重において、スポーツや企業で活躍する方など、それぞれの分野で輝く女性から力強いメッセージをいただき、各自が一步踏み出すことを応援しました。また、地域経済団体等と連携して、みえ女性活躍推進連携会議を設け、企業等に働きかける体制を整え、11月には、女性の活躍推進に賛同する企業等を会員とする女性の活躍推進三重県会議を立ち上げ、広く県内に機運を醸成していきます。

こうした取組や、男女を問わず能力を発揮できる環境づくりに向けた啓発を通じて、男女が生き生きと働き活躍していける幸福実感日本一の三重県の実現に向けて邁進してまいります。

繰り返しになる部分がありますが、国で女性活躍を掲げていただいていることのいかんを問わず、三重県民の皆さんの意識調査の結果から、家族との助け合いや自分自身の努力というのが幸福実感を高めるのに重要だということでもありますので、女性の活躍の推進というのを通じて、三重県の県民の皆さんの幸福実感日本一を高めていきたいと、そういうのが私の一番の思いであります。

また、先ほども言いましたが、雇用とか管理職登用とかという限られた分野でなくて、様々な分野で自らの夢を女性の皆さんがかなえていける、そんなことを応援したい、そういうふうな思いでございます。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） ありがとうございます。

まさに同感でございます。女性も夢をかなえれるときが来たというか、女性も輝いて生きれる時代が来たというのが本当に、私も女性の1人としてとてもうれしく思います。

やはり家庭でも、母や娘というのは、女性というのは太陽だと私はいつも思っているんですけども、家族全員が健康的な生活を送れたり、一人ひとりが努力していったりとか、そういうときにもやはり、母親の愛といいますか、太陽度といいますか、そういうことがすごく大事になってくるのかなと

思いますので、三重県は特に、女の神様の天照様をお祭りしている伊勢神宮がありますので、女性がさんさんと輝いていける三重県にこれからもなっていけばいいなと思っています。そして、そのときに、やはり男性の方がその太陽の光を遮ることなく、たくさん太陽の光を浴びていただいて、お互いが輝いていっていただけるようになればいいなと思っています。

その男女関係のことなんですけれども、それぞれを尊重するという意味で、このことを考えていけば、もとは子どもときの教育というのがすごく大事なのではないかなと考えます。男性とか女性とかという性という男女の仕組み、そして身体の仕組み、それから能力の違いなどについて、子どもころからお互いにお互いを尊重する教育があればいいなと思っています。こういう教育を始めて何年か後に結果が出てきて、男女がそれぞれの持つ力を一つに合わせることによって大きな成果を出せるのではないかと考えます。

女性活躍といえども、決して数値目標とかを達成するためだけの上辺の登用ではなく、知事はそうはおっしゃってはおりませんから安心なところなんですけれども、廣田部長を誕生させていただいたような実直な女性活躍の場をこれからも三重県で展開していただきたいと要望いたします。

また、今、自民党のほうでは、女性の健康の包括的支援に関する法律（仮称）も検討されているところでございます。女性は、女性自身もわかっていないということがたくさんありますので、自分たちのライフステージごとの女性特有の変化を自分たちでまず理解する、そしてコントロールしていく、それから、男性にもその女性特有の変化を理解していただきたいと思いますし、女性も男性のことをもっと理解して、お互いのライフステージごとの変化を受けとめて協力していくというのが真の男女共同参画につながるのではないかなと思っていますので、三重県がこの真の男女共同参画県であるようお願いして、2問目に入らせていただきたいと思います。

次は、北朝鮮拉致問題についてです。

昨年、三重県議会でも全員参加のもとで、中森議員を中心に三重県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟が立ち上がりました。また、2年前には北朝

鮮による拉致被害者の救出と安全確保を求めることについての請願が採択され、三重県議会のほうから北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書が政府関係機関に提出されました。

今日も議場では多くの方がブルーリボンをつけてくださっておりますけれども、執行部の方々が全員ブルーリボンをつけていただいているという議会はほかにはないのではないのかと思うぐらい、私はうれしい思いでいっぱいです。皆さんはこのブルーの意味は御存じでしょうか。このブルーは、我が子を、拉致被害者を北朝鮮に拉致されて、取り返しに行きたくても行けない、日本から北朝鮮の方向を見たときに、日本海の青い海、そして青い空、取り返したくても取り返しに行けないせつない青の意味がこのブルーリボンの青です。

もし皆さんだったらどんな思いでしょうか。我が子や孫や地域の子もたちが急に拉致されていなくなったらどんな思いでしょうか。もし、それ、私だったら、1人でも取り返しに行きたいと思います。自分の子どもが急に取られたら絶対取り返ししたいと誰もが当然思います。ところが、取り返しに行けない国である。これは、国家がやっぱり団結して国で取り返しに行くべきことだと思います。

しかし、今、当事者ならみんなそう思うでしょうけれども、この太平洋側の三重県だと関係のない話と思っている人がまだまだたくさんいると思います。そして、この三重県下でも今11名の拉致の可能性を排除できない事案に係る方々がいます。11名のうち3人は女性だと伺っておりますけれども、こちらをごらんください。（パネルを示す）御家族の了解を得て公開されている、三重県にかかわる4名がこちらの方々です。こちらは三重県警察本部のホームページで公開されております。この方々にお心当たりのある方はどんな小さなことでも結構ですから三重県警のほうに御一報いただきたいのですけれども、このように三重県でも特定失踪者がいるという事実をまず三重県下の方々に知っていただかなくてはいけないと思います。

先日も三重テレビで特集をしていただいておりますけれども、三重県で

はまだまだ北朝鮮拉致問題について、他人事と申しますか、関心度が低いのではないかと感じておりますけれども、県下にどのような周知活動をされているのか、まずお知らせいただきたいと思います。

〔竹内 望戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（竹内 望） 拉致問題の啓発について御質問をいただきました。

拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、その解決に向けては国民の関心と認識を深めていくことが重要だと考えております。

県では従来から、北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会への参画、あるいはブルーリボンの着用、ホームページでの情報発信などに取り組んできたところでございます。昨年度からは、12月10日から16日なんですけれども、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、パネル展示、DVDの上映、それから、テレビ、ラジオ、広報紙による啓発を行ってきております。さらに、今年度はこれまでの取組に加えまして、新たな取組といたしまして、11月になりますけれども、政府拉致問題対策本部と共催で、13歳のときに北朝鮮に拉致されてしまった横田めぐみさんの話を中心に、拉致問題の経緯、あるいは被害者家族の救出活動などを描いたドキュメンタリー映画の上映会を開催することとしております。

また、行政だけでなく民間におかれても、講演会や写真展の開催など、周知、啓発に御尽力をいただいております。

北朝鮮による拉致問題につきましては、本年5月の日朝政府間協議を経て、北朝鮮は特別調査委員会を設置し、拉致被害者等の調査が行われています。拉致被害者とその御家族の高齢化が進む中、拉致問題の解決は一刻の猶予も許されない状況にあります。拉致問題が解決し、拉致被害者の方々の帰国が実現すること、そして、御家族との再会が一刻も早く実現することを心より願っております。

今後とも様々な手法により、県民の皆さんの拉致問題への関心や理解が深

まるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） ありがとうございます。

民間も含め様々な広報活動がされているということがわかりました。でも、被害者家族と行政との温度差というのはやはり、かなり今もあると思います。当事者の身になって、一人ひとりが宝である国民、県民なのですから、急に知らない場所へ行かれた御本人と、それから、急に家族がいなくなって会えなくなった御家族のせつない思いを酌み取っていただき、三重県民全員が一丸となって取り戻すという声を届けるべきだと思います。ぜひ、声を大にしてこれからも周知活動をお願いしたいと思います。

それから、先ほど御紹介のあったとおり、今、政府のほうでは北朝鮮からの拉致問題調査結果報告を待ち望んでいるわけですが、子どもや孫の調査も含め1年かかるという一報に被害者家族は憤りを感じているのではないかと思いますけれども、やはり全員が帰ってくるまでが闘いだと言っている横田めぐみさんの御両親の心中をお察しすると、13歳で拉致されて、今年50歳、37年間、御両親は闘ってこられた、並々ならぬ、言うに言い尽くせない長い闘いの日々だったことだと思います。それが、やっとの思いで何人かが帰ってこられる可能性が少しは出てきました。

今、政府のほうでは、拉致被害者家族に対する総合的な支援策などについて案が出されています。その中に、国と地方との連携というものがあります。もし、もしですよ、拉致被害者の方々が帰国でき、第2のふるさとにこの三重県を選んでくれた場合、もしくは、日本での生活になれるための期間として三重県に滞在されるようなことがあった場合、また、三重県関係の特定失踪者と認定されている方が帰ってこられた場合などの三重県の拉致被害者並びに家族への支援策はあるのかなのか、また、ない場合は今後支援策をつくっていく気があるのかなのかをお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○戦略企画部長（竹内 望） 帰国されました拉致被害者の方につきましては、いわゆる拉致被害者支援法に基づきまして、帰国後の生活再建のための支援が行われているという状況でございます。議員から御指摘がありましたように、現在、国におかれては、給付金の取り扱い、あるいは、新たな被害者帰国に向けた施策など、拉致被害者の方々への支援策の拡充について検討がされておるとい状況でございます。また、先ほど答弁申し上げました救出する知事の会、ここでは、新たな帰国者が直面すると考えられます、言葉あるいは住居、それから生活相談、就職就業の問題、こういったことについて、支援策の整備などを要望しておるとい状況でございます。

今後、拉致被害者の方の帰国が実現して本県に居住される、こういった場合の取組なんですけれども、例えば、平成14年になりますけれども、新潟県におきましては、庁内関係課による連絡会議の設置など、体制を整備して支援に取り組んできているという状況でございます。本県といたしましても、新たな帰国者の方が直面すると考えられます様々な状況に対しまして、他県の取組例も参考にして、国、それから市町としっかり連携して適切な支援が行われるように取り組んでいきたいと思ひます。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） ありがとうございます。

ぜひ、今後とも被害者家族の身になって、県一丸となって北朝鮮拉致問題解決の声を高らかにしてまいりましょう。映画「めぐみ」も上映することになったとのことで、ぜひ多くの方に見ていただき、この北朝鮮拉致問題が一番大きな人権問題だとお気づきいただきたいと思ひますので、県を挙げて、また、一丸となって、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、最後の問題に行かせていただきます。全国学力・学習状況調査の結果について質問させていただきます。

皆さんも御存じのとおり、今年の調査結果は、三重県としては残念な結果となってしまいました。特に小学6年生の国語が全国46位と、3年連続で平均を下回っていると聞いておりますけれども、国語という教科は一朝一夕に

は力のつかない教科だと私は思っています。

私も教育に携わる仕事をしておりましたけれども、国語、算数、英語という教科は縦の学習と認識しています。下からの積み上げを一つ一つしていかないと、上というか、高度な問題は解けない、読解力とか、そういうことを含めまして、下からの積み上げの教科だと考えています。そして、比較して言いますと、理科とか社会というのは横の学習と私は認識しています。というのは、どこの部門からでも勉強が始められます。社会と理科というのは、高度な国語力と計算力と、そして論理的思考力というのがやっぱり必要となってくるので、全ての学力に大きな影響を与えるのが、私は国語力、読解力だと思っています。

今、沖縄県が一生懸命、必死になって努力しているということをちょっとお聞きしまして、来年は沖縄県が抜いてしまって三重県が最下位になるのではないかという声も実は聞こえております。

当然のことながら、子どもたちが悪いとは絶対思いませんし、ほかの都道府県の子どもたちとの何の能力差もなく生まれてきて、この環境のいい三重県で育ってきていただいているのだと思うのですけれども、去年教育警察常任委員会に所属させていただきましたので、県教委が努力していることも私は知っています。また、教職員の皆さんも福井県とかに勉強に行っていたりですとか、みえスタディ・チェックなども活用されて努力していただいているのはわかっております。

県教委の努力も本当に認めているところでございますけれども、やはり、思いと現場の教職員の皆さんとの温度差というのがあるのではないかと感じています。また、それが保護者の方にとっても、保護者にその県教委の思いが伝わっていなかったりということがあるのではないかと思います。

学力向上に向けての思いが教育現場に伝わっていないというのは、子どもたちにとって、私は損をさせることではないかなと思っていますので、教育長はどのようにお考えになっているかをちょっとお知らせください。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 議員から今回の結果に対する所見をということでございますので御答弁申し上げます。

今年度の全国学力・学習状況調査での本県の結果は、小・中学校全ての教科で3年連続で全国平均を下回るなど、大変厳しいものでした。三重の子どもたちや保護者の皆さんをはじめとする県民の教育に対する負託に十分に答えているとは言いがたい状況にあり、まことに申しわけなく感じています。

先ほど、これまでの取組の一端も議員から紹介いただきましたが、小・中学校100校を実践推進校に指定し、非常勤講師の配置、あるいは、学力向上アドバイザーの派遣、さらには、先進的自治体から学んだ単元の確認や家庭学習に使用できるワークシートの作成、活用、さらには、調査問題の活用、さらには、生活習慣、学習習慣の確立に役立つチェックシートの作成、配布などに取り組んでまいりました。

しかしながら、市町教育委員会や小・中学校への調査に対する取組への周知が不十分であること、また、個々の教員の頑張りが学校全体の頑張りにつながっていないことから、成果に結びついていない状況にあるのだと思います。改めて、その意義や子どもたちに及ぼす影響について、教育関係者と丁寧に対話を重ね、学力向上の実践へつなげる必要があると考えています。

今後の取組についても申し述べさせていただいてよろしいでしょうか。

このような状況認識のもと、三つの観点から、来年4月21日の調査に向け、学力向上の取組に着手していきます。

まず、1点目の意識改革では、小学校に課題が大きかったことから、今年度中に県内250校を県の指導主事等が訪問します。さらには、小中学校長会と連携し、指導方法の基本となる取組の実施、徹底、さらには、各小・中学校が平均正答率などを含めた結果を保護者と共有する。

2点目の指導力の向上では、国の教育機関から、先ほど議員からも御指摘がございました国語の専門的な講師を招聘した研修会等の開催、さらには、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートの全ての小・中学校での活用、さらには、学力向上に成果が見られた県内市町教育委

員会・学校による優良事例の発表会の開催。

3点目の体制づくりについては、課題の多い学校、地域への重点的な支援を行う体制整備、さらには、県PTA連合会と連携した、生活習慣を確立するため作成したチェックシートの集中取組を設定する、三つ目は、保護者、地域住民による土曜日や放課後の学習サポートなど、協力体制の充実等に取り組めます。

県教育委員会としましては、これまでの取組を早急に検証し、その結果をもとに、市町教育委員会等と連携して、まずは学校が果たすべき役割をきちんと果たせるよう支援をしてまいります。あわせて、家庭や地域の協力も得ながら、県民総参加によるみえの学力向上県民運動を着実に進め、三重の子どもたちが自尊感情や自己肯定感を持てるように学力向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） よくわかりました。

午前中、石田議員の質問にもありましたけれども、やはり順位と幸福実感度というのは、私もそれは一致しないと思っています。だけれども、学力が低かったり読解力が低かったら、その子に損をさせてしまうということはずごく感じています。例えば、大人になって何か契約するときに文章が理解できなくて損をすることがあるかもしれません。また、危険な箇所に、そこには行ってはいけないという看板が理解できなかったら、危険な目に遭うかもしれません。やはり、学力、読解力があるということは、何かしら安全に生きようとしたり夢をかなえようとしたり、いろんなところで使えることですから、これがついていないというのは子どもたちに損をさせていると私は感じています。

やはり危機感を持っていただきたいというのが、私も親としての実感でございます。同じように日本に生まれて、少子化、少子化と言われて、1人ずつの資質の向上、学力の向上が学校教育でされているのに、我が県にいると

学力が低いなんていうのは不公平きわまりないと憤りを感じておりますけれども、教職員の皆さんもプロの教育者というプライドを持っていただき、一人ひとりの未来を輝かせるために教育という聖職の職責を全うしていただきたいと思います。また、保護者の方々もちゃんと学校に協力して、一緒に伸ばしていくという、地域で伸ばしていくという実感を持っていただきたいと思います。

三重県の学力が上がっていけば、関西圏、中部圏からのベッドタウンとしても、学力がつく三重県の公立の教育を受けたいと思って移住してくれる人もいるかもしれませんし、家族も増えるかもしれませんし、優良納税者も増えて人口増加にもつながるかもしれません。今、地方創生のための新たな交付金も検討されている中で、米百俵の精神といえますか、そういう例もありますし、若者定住促進も子どもたちの学力向上とは密接な関係があると私は思います。

女性が輝くことで男性が生き生きと輝いて、家庭が落ちついて子どもたちの学力が上がって、夢や希望が自分の力でかなえられる三重県民が増えていくと、三重県にもっともっと活力が向上していいことづくめになるのではないかと考えます。保護者も教職員も地域の人たちも、自分たちのことばかり言っていないで、地域の大人が一つになって子どもたちを支えるという縁の下の力持ちとなって、宝である子どもたちを支えていく大事な岐路に立っていると私は感じています。大人は子どもたちの未来のために力を合わせましょう。

今のままの三重県の教育ではなく、全国に先駆けて学力急上昇三重県というチャンスをつかんでいったらどうかと思います。それは、順位が下位にいるからこそできることです。これは上に最初からいたらできないんです。下のほうにいるからこそ、学力急上昇中三重県が可能なのです。上がっていくことをみんなで楽しんでいけたらと思います。そうすると、この三重県の全てのいいことにつながって、また、子どもたちが才能を持って、自分たちの夢をかなえる大人になって、またそういう子どもを育ててという、この家庭

学習、学校学習、そして学力向上は、私は、これは遺伝ではなくて、そういう自分たちの環境をつなげていくことができることだと思っています。そういういい連鎖をしていけたらと思っておりますので、私も母親としても頑張ってまいりますけれども、県一丸となって子どもたちのために頑張ってまいります。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（奥野英介） 24番 今井智広議員。

〔24番 今井智広議員登壇・拍手〕

○24番（今井智広） 皆さん、こんにちは。公明党の今井智広でございます。先ほどの大久保議員のパワフルな質問の後、私は、パワフルとは言いませんが、落ちついて質問をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目に、地域包括ケアシステム構築への取組について質問をさせていただきます。

皆さんももう既に御承知かと思いますが、地域包括ケアシステムとは、団塊の世代、現在約800万人、この方々が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態や認知症などになっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保されている体制であり、その構築に当たっては、それぞれの地域の高齢化状況などの特性に応じて、地域が主体的に、また、自主性を持ってつくり上げていくことが重要となります。

また、これに関連し、国においては本年6月に、在宅で医療と介護のサービスが受けられる環境を整えることなどを柱とする医療介護総合確保推進法が成立し、消費税増収分を財源とした新たな財政支援制度として、今年度はまず医療を対象とした基金が各都道府県に創設され、介護については来年度からの実施となります。

これらを受け、県においては既に様々な取組を行っていただいておりますが、平成30年代の本格実施を目指し、今後さらに市町や関係団体及び関係者

との連携を密にしながら、三重県における安心のケアシステム構築をスピード感を持って進めていってもらいたいと、そのように思っております。

また、基金については、今年度実施予定の事業案として、新規・拡充事業並びに振りかえ事業91本、約16億4000万円を国に対し現在要望していただいておりますが、厚生労働省からの配分額の内示は来月10月と聞いておりますので、その確保に向けても最後まで全力で取り組んでいただきたいと思います。

我が公明党三重県本部としても、本年5月には地域包括ケアシステム推進プロジェクトチームを設置し、市町議員とともに、モデル地域や先進事例の視察、講師を招いての勉強会や意見交換、また、各地域の現状把握などの取組を精力的に行っております。

その中において、今後さらに超高齢化が進む社会状況において、地域の医療、介護などの公助、共助の体制整備とともに、地域の皆さんの力をおかりしながら自助、互助の体制強化を含めた地域包括ケアシステム構築の重要性を改めて強く感じるとともに、一方では、その構築に向けての大小様々な意見や課題も多く出てきております。

今後、それぞれの地域事情に即したきめ細やかなシステムの構築については、その実施主体として市町が中心となり進めていくことになると思っておりますが、県としても各市町との連携や役割分担、また、責任分担を明確にしながら、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、今回は3点についてお伺いいたします。

まず、1点目は、県の大切な役割として、効率的かつ効果的な医療提供体制の確保、すなわち、現在ある病床の機能分化があります。三重県では特に、在宅や介護へとつながる大切な役割を担う回復期のリハビリテーション病床が不足していると思っております。それを、今後、その確保も含め、どのように確保し、あるべき医療提供体制を構築していくのか。

2点目として、今後、特に在宅医療や口腔ケアなども含めた医療と介護の連携がとても重要となりますが、それぞれの法律や計画などの縛りのもと、

これまでは効果的な連携が十分でなかったように思います。そこで、私は、5年ごとの医療計画と3年ごとの介護計画の改定が重なる平成30年度、このときを大きなチャンスのとくと捉えておりますが、今後、県として医療と介護の連携を、その体制も含め、どのように推し進めていくのか。

最後に、各地域の実態に即したシステムを構築していくためには、各地域における多様な主体の参画による体制整備が重要となります。市町が主体となる地域ケア会議がそれに当たるとは思いますが、そこに対し、県としてどのような形で参画していくのか。また、責任ある立場で誰がきめ細やかな対応をしていくのか。

以上、県のお考えをお聞かせください。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） まず、私のほうからは、地域ケア会議に県としてどのようにかかわっていくのかというお尋ねに対してお答えをさせていただきます。

地域ケア会議には、地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーや介護事業者等の多職種が連携して困難事例等のケースワークを行う個別会議と、市町の施策や事業の立案につなげる推進会議の2種類がございます。これらの会議はいずれも市町が主体となっていて行われており、地域包括ケアシステムの構築を推進するための有効な手段となっております。こうしたことから、今回の介護保険法の改正で、この地域ケア会議を実施することや、市町が主体となって取り組むことが制度的に位置づけられたところであり、県としては、今後も引き続き後方支援や情報提供を行うことが役割であると考えております。

このため、県としましては、市町からの要請に応じて、個別案件へのアドバイスを行う弁護士等の専門職や、地域ケア会議の運営支援、助言等を担う大学教授等の広域支援員を派遣するなど、市町への支援を行ってきたところです。

今後も地域ケア会議が充実されるよう、専門職等を派遣するとともに、市

町や地域包括支援センター職員を対象とした会議を開催し、好事例の紹介や地域ケア会議の課題解決に向けた助言等を行っていきたくと考えております。

なお、県として誰が具体的に対応していくのかというお尋ねでございますけれども、市町等の求めがあれば、それに応じて柔軟に検討していきたくと考えております。

以上でございます。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 私のほうからは、回復期リハビリテーション病床の整備と医療、介護の連携体制についてお答え申し上げます。

まず、回復期リハビリテーション病床でございますけれども、議員も御承知のとおり、県内の病床数につきましては、人口当たりでございますけれども、全国平均を下回っている、そういう状況でございます。今後、県内の一般病床の機能分化・連携を進めていく上では、当該病床の整備も極めて重要と考えているところでございます。

あるべき医療提供体制の構築につきましてでございますけれども、これにつきましては、今般成立しました医療介護総合確保推進法に基づきまして、まさに来年度から、地域医療構想、ビジョンの策定が始まるとされておまして、これにあわせまして、県としましても、医師会等の診療に関する学識経験者の団体、それから、保険者、住民代表、そういった方々による協議の場を地域ごとに設置いたしまして、病床の機能分化・連携、そして在宅医療を含めまして、地域におけます医療提供体制の将来像についてきめ細やかに議論を進めていく予定でございます。そして、この中で、回復期リハビリテーション病床につきましても、その地域のニーズを踏まえながら、そして、また、当該分野の専門家の御意見も拝聴しながら、具体的な病床の整備について、この協議の場で議論を進めてまいりたいと考えているところでございます。

あわせて、医療、介護連携体制でございますが、こちらにつきましても先ほど申し上げました地域における協議の場で議論を進めたいと考えておりま

して、恐らく中心となるであろう関係の市町はもとより、医科、歯科といった医療関係者、そして、地域包括ケア関係の介護関係者も含めまして、協議する体制を整えて連携を図ってまいりたいと考えております。

なお、蛇足でございますけれども、県庁内でも関係部署が非常に複数にまたがっておりますので、こちらのほうも連携を密にとらせていただきまして、地域の取組を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○24番（今井智広） 御答弁のほうありがとうございました。

まず、地域ケア会議については、後方支援や情報提供、また、今後、その助言等を行っていただくということで、やはり各地域によって、これまでの支え合いの体制をどうつくってきたかというのはばらばら、やっぱり、進んでいるところ、まだこれからのところというのもあると思います。それぞれの地域に合った形での後方支援でありますとか助言等をしっかり行っていただきたいと思いますし、誰がそれに入っていくのかということは市町の求めに応じて人選をしていくということを言っていただきました。当然、本庁からの派遣というのもあるかもわかりません。

しかし、一方で、一つの提案ですけれども、私は、できれば地域機関の保健所、保健所のほうは今、この地域包括ケアシステムについての具体的な役割は担っていただいているかわかりませんが、やはり各地域で様々なつながりを持っていただいておりますので、例えば、これ、大切な地域包括ケアシステムでありますので、担当官を各地域機関に配置するなど含めて今後お考えをいただきたいと、そのように思っております。

また、回復期リハビリテーション病床をはじめとする病床機能の、あるべき姿に持っていく、そのやり方としては、先ほどお話がありましたように、地域ごとの協議の場等を活用していただくということでございました。実際、例えば一般病床から回復期に、また、急性期から回復期に、医療機関の御協力がなければ、これもできないことでございます。

どうかあるべき三重県の医療病床体制を確立していただきたために、県が責任を持って、特に医療のところは県の大きな役割になってくると思います。また、その次の医療から介護へしっかり連携をさせていくのも県の重要な役割の一つであろうかと思っておりますので、その点を、どうか今後とも力強く進めていただきたいことと、協議の場は幾つかつくられていくと思います。会議の場もあると思いますが、国と地方の協議の場でもないですけれども、やっぱり中身が大事です。中身がしっかりと議論をされ、それが地域のためになっていくことがとても重要でありますので、どうかその点もお気をつけいただきながら、県が責任ある立場で今後もしっかりサポートもしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

このことについては今日、この後4時半から、新たな財政支援制度の懇話会等、県も開いていただく予定となっておりますと聞いております。様々な専門家の皆さんの意見もしっかりと聞いていただいて、三重県での安全・安心の地域ケアシステムの構築をよろしく願いしたいと思います。

それでは、時間の関係で、次に、看護師の確保及び支援について、提案を含め質問させていただきます。

私は、先日ある方から、医療の充実には今何が一番必要だと思いますかと不意に質問をされて、そのとき口からぱっと出たのが看護師さんだと思いますという言葉でした。当然、医師の確保、医療施設や機器の充実、また、患者さんの適切な受診など、様々と重要なことはありますので、これまでも質問等で多く取り上げてまいりましたが、最近、特に看護師の役割の大きさを実感するようになってまいりました。

看護師としての仕事はもとよりでございますが、病院や医師との連携やサポート、また、患者さんや御家族への心のケアも含めた対応など、さらに、今後は、今質問させていただいた地域包括ケアシステム構築においても、訪問看護をはじめ、その役割、活躍の場はますます大きくなってくると思います。

しかし、三重県では平成24年度末における就業看護師数は1万4095人と

なっており、人口10万人当たりでは766人、そして、全国の平均が796.6人です。これを大きく下回り、全国順位も残念なことに35位となっております。また、今後の予想でも残念ながら不足が見込まれている状況であります。

そのような中、県では、ナースセンター事業や看護師等修学資金貸付事業などの人材確保対策、病院内保育所の設置や新人看護職員研修事業などの定着促進対策、また、在宅医療推進のための看護師研修事業など資質向上対策、これら、今年度の新規事業も含め様々な事業を展開し、その充実に取り組んでもらっております。今後も、これらの事業については現場の声を参考にしながら、さらに効果が上がるようブラッシュアップをしていっていただきたいと思っております。

そこで、今回、私からは2点について、提案も含め、県の考えを伺いたいと思っております。

まず、一つ目は、新人看護師の教育や相談を担う看護師へのサポートであります。

例えば、多くの病院で取り入れられているプリセプター制度におけるプリセプター、大体、看護師になっていただいて3年前後の方で、新人の看護師を教育する立場の方々です、この方々への支援であります。

プリセプターは、今申し上げたように、新人看護師プリセプティィーに対してオン・ザ・ジョブ・トレーニングで教育やアドバイスを行ったり、身近な相談相手にもなりますので、新人看護師の定着、資質向上にとっても重要な役割を担っています。医師の世界で言えば指導医に当たるだろうと思っておりますが、自分自身が現場を持ちながらでありますので、その負担も大変大きいと考えます。医療施設によってはプリセプター制度とは違う取組もあると思っておりますが、いずれにしても、既にある指導者の育成や研修事業だけではなく、病院が取り組む新人看護師への教育制度や指導者に対する支援、指導者の労働環境の改善、向上につながるサポートを行うべきと考えますがいかがでしょうか。

また、もう1点は、男性看護師の育成確保についてであります。

社会一般的に看護師イコール女性というイメージが強いと思いますが、最近少しずつ男性看護師が増えてきております。男性看護師がいることによって職場の調和がよくなったり、また、力の要る仕事への対応をしてもらえるなど、病院内におけるその役割は大変大きいと、看護の責任者の方々や病院関係者からも多くお聞かせをいただきます。

三重県では、全国に先駆け一昨年に三重男性看護師会が結成されるとともに、今年の7月5日には、その活動を全国に発展させ、この津市内において全国男性看護師会の発足式が開催されました。なお、その事務局は三重県立看護大学内に設置していただいております。

そこで、これまでの取組とあわせ、今後の三重県における看護師確保並びに継続就労、そして地域定着には男性看護師の育成確保がとても有効であると考えますが、いかがでしょうか。また、職業選択の一つとして、児童・生徒への啓発を積極的に行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 県内の看護職員の確保、特に、新人の看護師、そして男性看護師の確保についてお尋ねがございました。

まずは、新人看護職員でございますけれども、こちらにつきましては一般に離職率が高いことが課題となっております。このようなことから、県としましては平成22年度から、今、議員のほうからも御指摘がございました三重県新人看護職員研修体制構築事業を進めてございまして、この中で、新人看護職員に対する研修や、また、医療機関の取組に対する助成、それから、研修責任者や教育担当者といったまさに新人職員の教育とか相談に携わる方々ごとの研修を実施したり、また、アドバイザー派遣による新人研修プログラムの開発支援を行っているところでございます。

これらの取組によりまして、アンケート調査をとりましたところ、県内の病院のおおむね9割におきまして、プログラムの作成だとか、それから、研

修責任者の配置といった新人研修の体制が整備されているところでございます。今後、さらには取組を強化してまいりながら、全病院について体制整備が進むよう図ってまいりたいと考えております。

さらに、先月でございますけれども、8月28日に三重県医療勤務環境改善支援センターを開設いたしました。ここでは、計画的に勤務環境改善に取り組む医療機関を個別かつ総合的に支援するということでミッションとして掲げておりまして、今後、新人看護職員の指導者も含めまして、職員の勤務環境改善、向上につなげてまいりたいと考えております。

もう1点、男性看護師についてでございますけれども、まず現状でございますが、県内の医療機関等で従事している男性看護師の数は全体のおよそ5%という状況ではございますけれども、今後の患者様のニーズの多様化に伴いまして、男性看護師の役割が重要になってくると考えております。

そもそも三重県、看護師が不足している、そういう状況でございます。実は、ちょうど来週でございますけれども、9月29日に三重県看護職員確保対策検討会の第1回を設置、開催する予定でございます。この中で、県内の有識者や関係者の皆様方の意見を広く聞きながら、今後の取組について総合的に検討してまいりたいと考えております。その中で、男性看護師の育成確保につきましても、児童・生徒への啓発のあり方も含めながら具体的な方策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○24番（今井智広） 御答弁のほう、ありがとうございました。

まず、1点目の、私が提案した、新人看護師を教育する、指導する立場の方々の労働環境の改善、その方々をしっかりと定着してもらうことの重要性というのは、私が聞いたところによりますと、新人看護師の方、離職率は確かに高いと思うんですが、新人看護師の方は残っていただくけれども、その中堅が仕事に疲れたり、例えば、大変な立場でいてもらいますので、職場を離れざるを得なかったりということで、真ん中が抜けている、少ない病院も

あると、そのようにお伺いしておりますので、先ほど言われたように、9割の病院で新人看護師の研修の体制等を整えていただいております。そのことに関しては大変うれしく思っておりますけれども、その新人看護師を教育する立場の方々のサポートというのにしっかりと県の助成が届くような、そういったシステムをつくり上げていただきたいと、そのように思っております。

また、8月28日に開設された三重県医療勤務環境改善支援センター、この取組にも大変期待をさせていただいております。でありますけれども、もう一度申し上げますが、新人看護師に一番寄り添いながら、いろんな公私どもの相談に乗りながら、その方々を定着、また、資質向上するために頑張っている人たちにしっかりと支援の手を差し伸べていただきたいと思っておりますので、今後も今ある事業のさらなる充実も含めて、どうかその点をよろしく願いたいと思っております。

男性看護師に関しては、本当に重要な役割を担っていただいていると、そのようにお伺いしております。この議員の中にも病院等で男性看護師とお話をされた方々、また、女性看護師の方々からも男性看護師の必要性を多く聞かさせていただいております。この後、9月29日に、その看護職員の確保対策検討会を1週間後に開いていただくということでございますので、そちらのほうで何とか、この男性看護師をいかに育成、また、確保していくかということ、先ほどの啓発も含めて議論をしてもらいたいと思っております。

質問の中でも言いましたけれども、やはり継続的な就労をしていただけるというメリットが特に男性にはあるのではないかと、また、地域に定着してもらえるとということにもつながると、そのように思っておりますので、どうか今後、この男性看護師の確保に向けて取組を強めていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問で、子ども医療費の窓口負担無料化について、知事に質問をさせていただきます。

この件についてはこれまで、同僚の中川康洋議員をはじめ、議会からも質問等行われてまいりましたが、改めて、今このときに、私は知事にその実現

を心からお願いするとともに、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思いをします。

鈴木知事誕生以来、三重県の少子化対策、子ども、子育てへの取組が加速度的に充実し、それぞれのライフステージごとに必要な対策や切れ目のない展開が図られていることは私も大変心強く思っております。また、この子ども医療費については既に、平成13年度からの自動償還払い方式導入や、市町などと協議を重ねていただき、その対象年齢を平成24年9月から小学校6年生までに引き上げるなど、子ども・子育て政策の一環として大変力を注いでいただいていると感じておりますし、三重県の取組は他と比較しても決して引けをとらない、また、むしろ他を先導しているのではないかと、そのように感じております。

しかし、その上で、あえて今回、さらなる応援策として、厳しい社会情勢の中、一生懸命子育てに励んでいる、また、今後励んでいただく家庭が、その恩恵を肌で感じる事ができる窓口負担の無料化を早い時期に実現していただくことをお願いしたいと思います。なぜならば、子育て家庭の皆さんとの意見交換の中で一番希望の多いのがこのことであるとともに、これまでプラス本年4月以降の消費税引き上げや、みえ森と緑の県民税、また、ガソリン価格の高どまりや公共料金値上げなどが重なり、決して収入の高くない子育て家庭、子育て世代にとって、想像以上に大きな負担が、今、新たに重くのしかかってきているからであります。

また、一方で、自動償還払いとはいえ、後から返ってくるのであれば、最初から払わないで済むようにしてもらいたい、医療機関などの返還手続の手間や市町の経費が削減されるのではないかとの意見は、当然に県民が考える疑問かもしれませぬ。

そこで、知事にお伺いします。

窓口負担の無料化を実施した場合、その波及増分については、昭和59年から続く国の制度上、その分に関する国庫負担金が入らないことから、県と市町並びに保険者の新たな負担が発生するなど、継続的な財源の確保も含め多

くの課題があることは私も十分承知しております。が、子育て現場の希望に応え、安心して子育てしてもらえ環境を整えていくためにも、また、三重県並びに各市町の将来のためにも、現場を知る知事のリーダーシップのもと、市町をはじめ関係機関と可能などころからの実現を目指した調整、検討をぜひ行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 子ども医療費の窓口負担無料化、現物給付ですけれども、について御質問をいただきました。

現在、子ども医療費の現物給付は37都府県で実施されております。しかし、そのうち30府県につきましては、実際は一部自己負担金を医療機関の窓口で支払う制度となっております。また、対象者も小学校就学前に限られている場合があるなど、実態は都道府県によって様々となっております。

このような中で、本県としましては、先ほど議員から御紹介いただきましたとおり、まず、より多くの子どもの健康を確保するというを優先し、そして、安心して子育てできる環境を整えるという観点から、対象者の範囲を小学校6年生までに拡大し、また、一部自己負担金の支払いも求めない仕組みとしておるところであります。

いずれにしましても、より多くの子どもたちのために制度を持続していくということが肝要であり、それが県民の皆様にとっても有益であるというふうに考えております。

こうしたことを踏まえ、子ども医療費の現物給付等については、一方で、特に、急に病院を利用しなくてはならない可能性のある小さな子どもを抱える親御さんたちなどから極めてニーズが高いということも理解をしております。一方、市町の財政にも影響を与えるというものでございますので、県内の全市町としっかりと議論を尽くしながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○24番（今井智広） ありがとうございます。

他県と別に比べる必要はないと思います。三重県がどうするか、鈴木知事の英断で、どのように三重県での、そういう、特に小さいお子さんをお育ての方々とどのようにこの三重県内で安心して生活してもらえるのが大事であろうと、そのように思っているところでございます。

先ほど申し上げたように、三重県は本当に頑張っていると思います、本当に心からそのように思っておりますが、今、知事も言われたように、ニーズが大変高いところでありますので、質問でもできるところからと言いましたけれども、私も何も、小学校6年生まで全部とか、小学校就学前とか、そういったことを言うのではなく、できれば、一番子育てで大変な2歳未満児、このお子さんたちを育てている方、これから産み育てようとする方々、その方々が、やっぱり若い御両親であったり、大変厳しい経済環境にもあると思いますので、そのあたりのところから各市町とも連携を図りながら進めていっていただきたいと思いますが、知事、もうあと数十秒で申しわけないんですが、それは引き続き検討と言っていたかもしれませんが、引き続き前向きな検討をしていただくということで考えておいてよろしいでしょうか。一言でお願いします。

○知事（鈴木英敬） 引き続き検討したいと思います。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○24番（今井智広） ありがとうございます。

知事の言葉に前向きというのをちらっと聞いたような気がいたしますので、引き続きどうぞよろしく願いをさせていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（奥野英介） 1番 下野幸助議員。

〔1番 下野幸助議員登壇・拍手〕

○1番（下野幸助） こんにちは。鈴鹿市選出、新政みえ所属の下野幸助です。本日最後の5人目となります。お疲れと思いますが、よろしく願いいたします。

今回で、私は5回目の一般質問となります。恐らく、来年4月までの任期中では最後の一般質問の機会と思います。質問させていただくことに心から感謝をしまして、今回も県民目線で基本的な視点で質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しを得ましたので、発言通告書に従いまして、大きく分けて4項目について質問をさせていただきます。

まず、最初に、三重県の非正規雇用対策についてでございます。

今日、景気が回復する中で豊かな消費生活をする人も増えていると思いますが、実際は社会の格差は広がっており、マスコミでも大きく取り上げられていますように、子どもの貧困問題、あるいは母子家庭、シングルマザーやシングルファザーといった貧困問題は深刻な状況にあります。育ち盛りなのにちゃんとした食事が与えられない、あるいは、学校の給食費や教材費がなかなか払えない、そういった子どもたちが増えています。景気が回復しても生活保護を受ける母子家庭は減ることはありません。

社会の経済的格差が広がる一つの要因は、非正規雇用労働者が増加していることにあります。今日、パート労働、アルバイト、派遣社員、あるいは契約社員や嘱託など、様々な形の非正規の労働者が増えています。2012年、総務省の就業構造基本調査によりますと、こちらのフリップですが、（パネルを示す）日本全国の役員を除く雇用者数は5353万人余りで、そのうち正規職員は3311万人、残りの2042万人余りの方が非正規雇用となっております。そして、三重県においては、役員を除く雇用者数は78万5000人余り、そのうち正規職員は48万2700人、残りの30万人余りの方が非正規雇用となっております。これは、5人に約2人が非正規労働者であることを示しております。三重県に至っては、非正規雇用率が全国平均よりもやや高い状況にもなっております。

また、女性の視点でお話をしますと、雇用されている女性は2340万人で、そのうち半分以上の1308万人が非正規雇用労働者となっております。職場で置かれる厳しい状況を考えれば、非正規の女性の生活と雇用を守るためにも非

正規雇用の脱却の政策が優先されるべきだということだと思えます。働く意欲を持った女性に安定した雇用の場が提供され、働きに見合った同一労働、同一賃金の実現を目指していきたいと私も思っております。

非正規雇用でも、主婦の方がパートに出るとか、学生さんのアルバイトなどはさほど問題にはならないと思えますが、一家の主たる働き手が非正規労働者の場合、多くの問題が生じます。

何と云っても、まずは収入面です。こちらは厚生労働省の平成24年の賃金構造基本統計調査ですが、（パネルを示す）非正規の賃金と正社員の賃金を比較したものです。最初は正規社員17万円と非正規社員が約15万円という形で余り差がないのですが、年を追うごとにだんだん差が広がっているという形になっております。全体平均で、正社員、正職員の方が31万7000円、それ以外の非正規雇用の方が19万6400円ということで、20万円を割っている状況です。とりわけ女性に限ると17万4800円となっております。これだけの収入では、食べていくだけでぎりぎりの生活と思えます。

さらに、非正規雇用の人たちは、いつ雇用が打ち切られるか、不安を常に抱えております。非正規雇用の場合、1年ごとの雇用契約更新が多いのですが、本人にとっては、もし雇用が来年切られたらとか、次の再就職先が見つかるのかどうか、不安でなりません。特に非正規労働者は、職場での教育訓練を受ける機会も少なく、自分の職業能力を高め、どこでも通用するようなスキルを身につける機会が少なくなっています。

非正規雇用が広がっていったきっかけは、小泉政権における労働者派遣の規制緩和によることが、明らかだと思えます。余りにも効率性を重視して、正社員を人件費の安い派遣労働者に切りかえていくという政策が今日の非正規雇用労働問題の深刻な事態を招いたと言っても過言ではありません。

非正規雇用労働者が増加した背景や要因については、一般的に要約いたしますと、不況による市場の縮小や経済のグローバル化によって、幾つかの国内産業や国際産業が比較劣位に置かれて、その産業の生き残りをかけた製品・サービス単価の引き下げのために労働コストも下げるといったことの悪

循環、そして、経営者の方々が非正規雇用の積極活用を図ったためと要約できると思います。ある意味でグローバリゼーションの必然的な結果としてあらわれた側面がありますが、これに、当時の日本政府の労働市場の規制緩和が拍車をかけたという流れになると思います。

県内でも有効求人倍率が1を超えたという報道が先行しておりますが、実は、こちらのフリップを見ていただきますと、（パネルを示す）有効求人倍率が1を超えたというのは、非正規とか正規とか、全体の数値でありまして、昨年度1年間の、平成25年の実績を見ますと1.10という形になっております。ただし、点線は正社員に限った有効求人倍率でございますが、これは0.57という数字になっております。正規雇用に限って見ますと、約2人に1人の割合でしかないというのが状況であります。

厚生労働省の発表によりますと、不本意のために非正規雇用となっている方は多数おり、契約社員で34.4%、パートタイムで16%、派遣に至っては44.9%の方が、正社員を望んでいるけれども働く機会がないという回答が出ております。このような観点から、三重県において非正規雇用労働問題の解決に向けて、現実を直視いただきまして積極的な取組をお願いしたいと思いますが、県の非正規雇用問題に関する取組をお伺いいたします。

また、このような非正規雇用の状況を改善するべく、国が非正規雇用に特化した、あるいは非正規雇用から正規雇用に移行するためのキャリアアップ助成金制度が多数ありますけれども、その制度を熟知されていない県担当職員が多いことは残念に思います。窓口はもちろんハローワークですので詳細まで理解する必要はありませんが、三重労働局との緊密な連携といいながらも、県の主要な担当者が事業主の立場に立って主要な助成金の制度を理解していないということは残念に思いますし、県民の皆様にある程度説明ができる知識は養うべきだと思いますが、その点に関しましても部長に御見解をお尋ねいたします。

最後に、最近、テレビや新聞では地方創生という言葉が毎日にぎわせております。地方創生を進めるに当たっては特に、医療、介護、福祉、保育を支

える人々の連携なしにはコミュニティーの維持も地域労働市場の維持もできません。そして、医療、介護、福祉、保育を支える大部分の人が若者や女性でありまして、厳しい労働環境の中、頑張っておられます。

さて、鈴木英敬知事が主催で行っている経営戦略会議は私もいつも関心を持ってウオッチしておりますが、その中で若者の流出の議論があったかと思えます。そして、今後、若者にとって魅力を感じる要素は何ですかという問いに、元岩手県知事の増田寛也委員からは、第一に働く場、その次に子育てというキーワードを挙げられておりました。

一方で、三重県の若者の雇用支援実績値は、平成23年度1万5503人、平成24年度1万4214人、平成25年度は1万3800人と、毎年減少しております。実はこの若者の雇用支援計画は毎年増えておりますが、実績は毎年減っているということで、大変危惧をしているところであります。

そこで、最後に鈴木知事にお尋ねいたします。

非正規雇用の特化した県独自の政策展開を検討していただけないでしょうか。現在、県では、雇用支援関連では、正規雇用、非正規雇用にかかわらず、大卒の雇用推進の取組がほとんどです。今後、多くの若者や女性が魅力を感じて働いてもらうためにも安定した正規雇用拡大が重要でありますので、非正規雇用対策を集中的に進める必要があると思えます。ぜひともよろしくお願ひいたします。

以上、御答弁をよろしくお願ひいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、非正規雇用対策に特化した事業をやってはどうかという御提案について答弁させていただきます。

働く人にとって、安定した雇用のもとで経済的な生活基盤を確立することが極めて重要です。非正規社員の方々の中には、先ほど議員からもありましたように、様々なライフスタイルの中で自ら選択して非正規社員となっている場合もありますが、正規社員を希望しているにもかかわらずその機会がなく、非正規雇用で働いている、いわゆる本意非正規社員となっている場合

があり、その点の改善が大きな課題であるというふうに認識しております。

先ほど御紹介いただいたデータと若干違う部分もあるかもしれませんが、総務省が平成25年に実施した労働力調査によりますと、不本意非正規社員の割合は非正規社員のうち約2割でありますけれども、年齢別に見ますと、他の年齢層が10%台であるのに対し、25歳から34歳までの年齢層では30.3%と高くなっていることから、特に若年者の不本意非正規社員の正社員化が重要な課題であると考えております。

そのため、県では現在も、正社員を目指す就職未内定者や非正規社員等の若年者を対象に、社会人としてのスキルをレベルアップする研修と、企業での実地研修を組み合わせた、長期の実践的なインターンシップを実施しているところです。

一方、正社員化を促進するには企業の理解が不可欠です。正社員化に取り組んだ企業からは、責任感の向上や定着率向上に寄与している、習熟度が高い人材が長期に活躍することになる、モチベーションの向上によってサービスの質が向上したという声をいただいているところであり、正社員化は企業にとっても競争力強化につながるような効果があるものと考えております。

このため、県としては、先般行いました秋の政策協議におきましても、具体的事業はこれからでありますけれども、不本意非正規社員の正社員化促進に向けた新たな取組の検討を始めたところであります。

今後、先ほど御指摘いただいた、まだ少し周知が、担当の理解が足りないのではないかという御指摘がありました、国の正社員実現加速プロジェクトとも連携をしまして、今申し上げた形での取組を進めてまいりたいと考えております。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 国と連携した支援施策の周知等についての御質問でございます。

国では、有効求人倍率など雇用環境の改善を背景として、正社員化に関する企業への働きかけや助成金、離職率の公表等の制度整備などに取り組む正

社員実現加速プロジェクトを7月に立ち上げ、9月末までをキャンペーン期間として、正社員雇用の拡大、非正規雇用労働者の正社員転換の促進を図る啓発運動を展開されているところでございます。

県も三重労働局とともにこの啓発運動を進めることとしており、9月19日には、三重県商工会議所連合会など経済4団体に対し、正社員化の促進について要請を行ったところです。また、正社員転換の効果や国の支援制度に関するチラシを三重労働局と連携して作成し、事業主等が参加するセミナーや研修会において参加者に配布するとともに、経済団体の会員へ配布するなど、約700事業者に対して非正規雇用労働者の正社員転換の効果や支援制度を周知しました。

助成金でありますとか給付金などについては国の役割と考えておきまして、職員が熟知していないという御指摘がございましたが、なるべく広く制度については皆で勉強していきたいというふうに考えております。ただ、詳細につきましては、間違ったことをお伝えしたりすることがあつては皆さんに御迷惑をおかけしますので、それについては三重労働局のほうにお願いしていこうと思っております。

今後とも三重労働局と連携しまして、国の支援政策等について企業でより広く活用されますよう周知をしていきたいと考えております。

以上です。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

知事のお話から、若者の不本意非正規社員の方々々が3割ぐらいいらっしゃるということでしたので、ぜひとも若者の非正規雇用を中心に対策を打っていただきたいと思っております。また、部長からは啓発活動を多数やっていたというところであります。ただ、国の厚生労働省、また、平成25年度の補正予算で地域経済を活性化するために日本再興戦略による経済成長を確実にするために地域人づくり事業というのも1020億円ぐらいの予算についておいて、この中には非正規雇用労働者の正社員化に向けた指導も

入っておりますので、ぜひともこの国との連携をしていただいて、あるいは三重労働局とも連携をしていただいて、積極的な活動をお願いしたいと、このように思います。

以上で一つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、三重県の介護保険制度の現状と今後の対策についてお尋ねをいたします。

この質問は、前回の2013年12月の一般質問でも質問させていただきましたけれども、来年度から第6期介護支援事業が開始するということや、年々増加する要支援、要介護者の皆様、そして、御負担いただく多くの県民の皆様のことを考えて、再度、介護保険制度を確認しながら質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

平成12年に介護保険制度が導入されてから、今年で15年目を迎えます。この間、日本全体では、人口高齢化率は17.4%から25.1%へ上昇し、介護保険にかかわる費用も平成12年度の約3.6兆円から平成25年度には9.4兆円と、約3倍増加をいたしております。今後も要介護者が急激に増加するものと見込まれ、平成37年、2025年の介護にかかわる給付費は厚生労働省試算で19.8兆円に増大すると見られております。

ここで、多くの皆様がもう御承知かと思いますが、三重県の労働人口推移と高齢化率について確認をしたいと思っております。

こちらのフリップでございますけれども、（パネルを示す）1950年から2040年までの90年間の人口推移、そして、高齢化率と高齢者数を明記したものです。5年置きの国勢調査と将来推計であらわさせていただきますけれども、直近実績は2010年でございまして、三重県人口は185万5000人、高齢化率24.3%となっております。65歳以上の方が44万7000人となっております。将来的に2040年には、この三重県の人口が150万人、そして、高齢化率は36%というような形になっております。

要約して言いますと、真ん中のあたりなんですが、2010年から2040年の30年間で県の人口は、185万人から150万人、約35万人減少するという形になり

ます。そして、問題なのは、要支援、要介護者数は2013年3月末現在で8万9000人となっております。おおむね5000人から7000人ぐらいの割合で毎年この要支援、要介護者が増加をしていくという形になっております。

このような状況の中で、平成27年度からは介護保険制度が改正されます。今回の制度の見直しについては、先ほど今井議員からもありましたけれども、地域包括ケアシステムの構築と制度の持続可能性の確保の2点を基本的な考え方と位置づけ、サービス提供体制の見直しや費用負担の見直し等の改革が行われます。

そこで、このような介護保険制度において、三重県における介護費用と県の負担金の推移を見てみますとこちらになります。

(パネルを示す) 先ほど申し上げましたように、介護保険制度は平成12年から始まっておりまして、今年で15年目を迎えます。当初、平成12年のときは介護費用が542億円で、県の負担は61億円となっておりますけれども、平成26年の一番右の当初予算では1638億円、県の負担金が211億円と、このようになっております。費用額はおおむね100億円ぐらい毎年増加ということと、県の負担金は毎年10億円ずつ負担が増えていくという形になっております。

済みません。言い忘れました。そして、下の一番下には、65歳以上の方が支払う保険料の額が明記されておりますけれども、3年ずつで更新されておりますけれども、今年度までは5314円というのが県全体の平均でございまして、次はおよそ6000円弱になるというふうに言われております。

このような状況で、県では入所待機者数を減らすため、特別養護老人ホームの積極的な施設整備を行っておると聞いております。それはそれで必要かと思いますが、先ほど申し上げましたように、膨らむ介護費用のためにはやはり、根本的な予防対策を強化することが大切だと思っております。

そこで、一つ目の質問は、介護の給付と負担のバランスをいま一度、10年、20年の先を見据えた要介護者数とか要支援者数を推計しながら、長期的な予防対策を主軸に考えていくべきだと思いますが、県当局の御答弁をお願いし

たいと思います。

続けて、次に、来年の平成27年度から3年間始まる第6期介護支援事業についてですが、これは、この期間において、介護予防給付となっている訪問介護や通所介護は地域支援事業として移行されます。多くの地域支援事業が市町主体で展開されるということを意味しますが、こちらの次のフリップを見ていただきたいと思いますが、（パネルを示す）これまで訪問介護と通所介護は全国一律の基準で行われておりましたが、平成27年度から29年度までの3年間で市町が実情に応じて取り組んでいくということになっております。

また、例えば、この訪問介護のところの地域支援事業を見てみますと、地域ボランティアの方がごみ出し等をするということだったり、通所介護ですとNPOや民間事業者の方々がデイサービスをしたり、あるいは、住民主体のラジオ体操みたいなことをするというような形となっております。こういった状況の中で私が一番懸念をしているのが、質の維持というのが担保できるかということでございます。

そこで、二つ目の質問なんですが、県内、先ほど一番最初に言いましたように、1600億円規模の介護事業を運営していくためには、今後、高齢者が高齢者を介護するといったことや、日本人はもとより外国人の方が介護福祉士となってやっていくこととなりますけれども、三重県全体で、現在の介護支援の質を維持または向上できる体制づくりについて御答弁を願いたいと思います。

3点目に、通所介護や訪問介護は地域支援事業になるということでありまして、サービスもさることながら、県内29市町の支援体制について、サービスの格差が出ないか、懸念をしているところでございます。

例えば、先進的な市町といたしましてはいなべ市が挙げられます。いなべ市では平成19年度、7年も前から市が一般社団法人元氣クラブいなべというのを立ち上げて、健康増進、介護予防事業を委託し、約120カ所の地区の集会所や公民館で、参加者の運動習慣の定着と仲間づくりを促す体験型研修にこやか集会所コースを実施しております。また、この集会所コースを修了し

た希望者に対しましては4日間の研修を実施して、元気リーダーというのも養成していると聞いております。そして、314人いるそうなのですが、この元気リーダーの人たちが主体となって、いなべ市内52地区で仲間を募って自主的な活動として運動等を継続しており、平成24年度には延べ参加者数は2万8591人に上っており、健康増進から介護予防事業を一連のシステムとして取り組んでいます。いなべ市のように7年前から積極的に介護予防に取り組んでいる市もあれば、これからの市町もあろうかと思えます。

そこで、3点目の質問は、29市町の介護サービスによる地域間格差について、県が市町全体で格差が生じないよう、先ほどの言ったよい事例などの水平展開を積極的にしていただいたり、情報共有をしていただいたり、県全体のマネジメントについてどのように運営していくのかお尋ねいたします。

以上、3点、よろしく願いいたします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 介護保険制度の現状と今後の対策ということで3点御質問をいただきました。

まず、介護保険料の負担と給付のバランスをどういうふうに確保していくのかという点でございますけれども、介護保険制度は御案内のとおり、サービスの量が増えればそれに要する給付費が高くなる仕組みとなっております。今後、75歳以上の高齢者数が増加する中、高齢者ができる限り住みなれた地域で暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進する必要がありますし、また、一方では、介護費用の増加に伴って介護保険料の上昇が見込まれる中、介護保険制度の持続可能性を高めるために、介護給付の重点化、効率化が課題となっております。

こうしたことから、介護保険における負担と給付のバランスを確保するため介護保険制度の改正が行われ、要支援者に対する介護予防給付の充実のため、訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行すること、一定以上の所得のある利用者には2割の負担をしていただくこと、特別養護老人ホーム等の入所者の食事代や部屋代の補助要件に資産を加えることなどの見直しが行われ

たところ です。

これらの制度改正につきましては今後出される国の政省令において具体的な対応が示されますことから、県としましてはその情報を収集し提供するなど、市町において新たな制度が適切に運用されるよう対応してまいりたいと思っております。

その次に、市町の事業となる予防給付の一部のサービスの質の確保についてでございますが、今回の制度改正では、御紹介いただきましたように、要支援者に対する介護予防給付のうち訪問介護と通所介護を地域支援事業に移すことにより、市町が地域の実情に応じて、住民など多様な主体による生活支援サービスを効果的かつ効率的に提供できるよう見直しが行われました。この生活支援サービスの充実及び質の確保に向けては、担い手であるボランティア等の育成やネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターの配置が制度化されたところです。

この事業は全ての市町において平成29年の4月までに開始する必要があることから、県としましては来年度から、生活支援コーディネーター養成のための研修を行うとともに、養成したコーディネーターや市町担当者を対象として介護予防の研修や意見交換会を開催し、活動の好事例を紹介するなど、サービスの質の確保に向けて支援してまいりたいと考えております。

それから、3点目でございますが、市町間のサービスの違いということについてでございますけれども、議員からも御紹介いただきましたように、平成26年度、今年度は、27年度から29年度までの3カ年を計画期間とする第6期の介護保険事業計画の策定年度となっております。保険者である市町は市町介護保険事業計画の策定過程で要介護者、要支援者数を推計し、今後必要となるサービスの確保に向けた取組方針等を計画に位置づけることとなります。

県としましては計画策定の中で、市町における要介護者や要支援者数及び必要なサービス見込み量についての推計、必要なサービスの確保に向けた取組についてヒアリング等を行うことにより、それぞれの市町の実情に応じて、

サービスが必要な高齢者に対し必要なサービスが行き届くよう、適切に助言、支援を行ってまいります。

以上でございます。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 御回答ありがとうございました。

先ほど健康福祉部長からもありましたけれども、やはり長期的に、国の制度は3年スパンで第6期介護保険の制度が始まっていきますけれども、県といたしましてもやはり、10年、20年先を見据えてぜひとも検討していただきたいと思います。施設を建てるとやっぱり10年、20年という形になって、それだけの大きい投資になっていきますので、ここの施設では足りなかった、あそこの施設も足りなかった、また施設建設ということが追いかけているような自転車操業的な感じがする部分もあると思いますので、今、8万9000人ぐらいの要支援、要介護者がいますけれども、これも年々増えていくということになりますので、ぜひともそのこともお考えいただいて計画的に進めていただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

何とんでもこの介護保険を抑えるためにはやっぱり予防だというふうに私は思っております。そこで、最後に知事にお尋ねいたしたいと思いますが、先日、知事、鈴鹿にもお越しいただいて、老人クラブのグランドエイジ鈴鹿というところで鈴鹿市民会館の大勢の方々で健康寿命のお話をさせていただきました。私も前回の質問で健康寿命をぜひとも三重県でもナンバーワンにしていくようにとお願いをしたわけでございますけれども、私が健康寿命の話をしようかなと思ったら、知事が先に全部詳しく年の話も説明していただいて、私、頭がぼかんとしたのを覚えているんですが、何はともあれ、鈴木知事、この三重県におきましてもぜひとも、もう一度言いますけれども、健康寿命の日本一を掲げて、強いリーダーシップのもと推進していただきたいと思うのですが、その点、知事の御意見をお聞かせ願えませんか。

○知事（鈴木英敬） 健康寿命の延伸が幸福実感にもつながるというのは今回の三重の健康づくり基本計画にも書かせていただいておりますし、それは事

実であるというふうに思っていますので、日本一と目標として掲げるかどうかは別として、いずれにしても幸福実感につながるということから、それは三重県全体の施策の推進に重要なことでありますから、今までより増してしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

一方で、その健康づくりは、先ほどいなべ市の御紹介もいただきまして、私もみえの現場・すごいやんかトークでお話しさせていただきましたけれども、やはり行政だけでできませんので、いろんな皆さんと一緒にやっていかないといけませんから、そういう意味で、今年の1月、地域の健康づくり研究会というのを設置しましたので、そういうところでの関係者との連携の中での御意見も賜りながら、しっかりとした取組を展開していきたいと思います。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） さらにアップしてやっていただけるという御答弁でしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、3点目の質問に移らせていただきたいと思います。

3点目、燃料電池自動車の推進についてでございます。

燃料電池自動車とは、水素と酸素を化学反応させて電気をつくる燃料電池を搭載し、モーターで走行する車です。ガソリンにかわる燃料である水素は環境に優しく、様々な原料からつくることができるエネルギーです。そもそも燃料電池とは、水素あるいは水素を含む化合物と酸素を反応させて水をつくり、そのときに余る電子を電気エネルギーとして取り出す装置であります。排出ガスに含まれる物質の大半は水蒸気で、走行段階では電気自動車と同様、ゼロエミッション、有害物質ゼロであるのが特徴となっております。

こちらのフリップで燃料電池自動車と電気自動車の主な項目を比較したいと思います。（パネルを示す）比較項目といたしまして、航続距離、充填・充電時間、充填・充電設備費用ということで挙げさせていただいております。

燃料電池自動車は、1回の充填で600から700キロ走れるということと、水素充填は3分ぐらいで終わるという形です。一方で電気自動車は、これは日

産のリーフですけれども、国土交通省の審査値で228キロ、急速充電で30分となっております。

課題は一番右の水素充填あるいは充電設備なんですが、燃料電池の場合は3億円から6億円、それから、急速充電器の場合は100万円から500万円というふうな形になっております。ちなみに一般のガソリンスタンドの建設はおおむね大体1億円前後というふうに言われております。

そこで、車として、今、比較をごらんいただいたとおり、航続距離と充填時間を見れば燃料電池自動車は電気自動車をはるかにしのいでいるというふうに思います。ボトルネックとなっていた燃料電池自動車自体の車両コストの問題は、300万円程度の補助金が出されるということで、実質の車両価格は400万円前後と推定され、初段階としては、水素の燃料費にもよりますが、一定の消費者の理解は得られるものと思います。

今後の最大の課題は水素を補給するインフラ、つまりは水素ステーションで、この整備が進めば一気にエコカーの主役になるのではないかと思います。

ここで、水素充填あるいは電気の充電設備についてお話をさせていただきたいと思います。

燃料電池自動車と電気自動車は、主たる原動力が燃料電池と蓄電池で異なりますけれども、電力によるモーターなどの駆動形式は同様の仕組みであることから動作時の特徴が似ており、かつ、エネルギーを充填するための新しい社会インフラ、電気自動車の場合は充電スタンド、燃料電池自動車の場合は水素ステーションなんですが、これが必要であるという共通もあります。

そのようなことから、インフラ整備における普及が一番大切だと考えております。電気自動車の普及に当たっては充電ステーションを十分に整備する必要があることから、経済産業省などがEV・PHVタウン構想というのをつくって、その初期段階の創出とか充電設備の拡充、それから、効果評価・改善の基本の取組といったことをして、自治体を中心に地域住民の理解を得ながら進めております。残念ながらこの国がやっているEV・PHVタウン構想は、東海地区は愛知県、静岡県、岐阜県ではやっておりますけれども、

三重県だけやっていないというのが現状でございます。また、国においては2012年度3月より、経済産業省が1000億円規模の次世代自動車充電インフラ整備促進事業といたしまして実施して、三重県でも充電スタンドが普及しているという状況でございます。

先ほども申し上げましたとおり、燃料電池自動車の一番の課題は水素ステーションの十分な議論というふうに思います。2014年4月時点で全国の水素ステーションはおおよそ20カ所と言われております。インフラ整備に当たって国でも試行錯誤をしていると聞いておりますけれども、例えば燃料タンクの容量拡充においては、経済産業省では高圧ガス保安法の改正をして、1回で車に補給できる水素の圧力上限を700気圧から875気圧まで高めて、改善に積極的に取り組んでおります。

日本政府のほうでは2015年度までに全国100カ所を設ける目標としておりますけれども、現在、半分ぐらいしか見通しが立っていないというのが現状です。ただ、トヨタのお膝元の愛知県では10カ所以上の水素ステーションの建設が見込まれております。ここ三重県ではまだ未定だと聞いております。国からの補助金も3億円程度出ると聞いておりますので、ぜひとも国の補助金等を活用しながら、県のPR、支援も積極的に行っていただきたいと思っております。

間違いなく、報道によりますと、今年度内にトヨタから燃料電池自動車が発売するということでもありますし、来年度はホンダが出る予定と聞いておりますし、引き続き日産も発売されると聞いております。

現状の中で水素ステーションがまだ明確に打ち出されていないということについては大きな問題と思いますが、県当局のこの水素ステーションについての整備についての御見解をお尋ねいたします。

続けてお話しさせていただきますけれども、国では水素・燃料電池戦略会議によって水素・燃料電池戦略ロードマップというのが公表されております。ここで、水素ロードマップによりますと、水素エネルギー普及の意義を確認しながら、水素の利用面に加えて、製造や輸送、貯蔵の各段階で目指すべき

目標とその実現のため、産官学が連携して取り組んで行っていくということを聞いております。

このような状況の中で、三重県の燃料電池自動車の推進体制はどのようにしてお尋ねをいたします。電気自動車においては伊勢市が中心となって取組をされており、私も協議会に行って話を聞かせていただきましたけれども、燃料電池自動車についてもいち早く推進体制を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

御答弁、2点、よろしく願いいたします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 水素ステーションのインフラ整備について等の御質問でございます。

本県におきましては、新エネルギービジョンに燃料電池自動車を含むクリーンエネルギー自動車の導入目標を掲げ、エネルギー消費の抑制に向けて取り組んでいます。燃料電池自動車の普及に向けては水素ステーションのインフラ整備が課題となっていることから、中部経済産業局が主催する中部FCV水素供給インフラ整備推進会議に参加して、産業界や近隣県の取組状況について情報収集を行っているところです。

水素インフラの整備については、燃料電池自動車の普及の初期段階であることから、機動力があり広い範囲をカバーすることが可能な移動式水素ステーションについて、市町と連携しながら、現在、適地情報を収集しているところです。

推進体制という御質問がございましたが、今後、外部の有識者や企業が参加する検討の場を設けて、登録乗用車台数や交通量の多い路線などを考慮しながら、どのような場所に設置すればよいかなどについて検討していきたいと考えています。燃料電池自動車の本格普及を見据えつつ、民間企業や市町と連携して、適地の情報収集や規制への対応、また、水素エネルギーに関する普及啓発活動を行い、燃料電池自動車の普及に努めます。

以上でございます。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 答弁ありがとうございました。

今、部長のほうから移動式水素ステーションで対応していくという御答弁がありましたけれども、これは県全体で回っていただくのでしょうか。どれぐらいの頻度で考えていらっしゃるのか、もしわかりましたら、済みませんが教えていただけないでしょうか。

○雇用経済部長（廣田恵子） 議員の御質問の中にもございましたが、四大都市圏を中心にというところから、東京、名古屋、大阪、福岡から始まるというふうに聞いておりますので、現在どの範囲でということは聞いておりませんで、先ほども御説明しましたが、県内の市町に移動式の水素ステーションを置く場所が、いいところがあるかどうかというのを現在聞いているという最中でございます。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 29市町に移動式水素ステーションの場所を今聞いて回っているという状況なんですね。わかりました。

済みません。先ほどもう1点聞き忘れしました。どれぐらいの頻度か、もしわかりましたら、よろしく願います。

○雇用経済部長（廣田恵子） 頻度のところはまだ、いろいろ調べている調査状況でございますので、そこまでお答えすることはできません。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） ありがとうございます。

最初は移動式で、三重県中、ステーション、来ていただくというようなことで理解をさせていただきました。先ほども言いましたように、今年度には水素の燃料電池自動車走るわけではございますが、それを充填するためにわざわざ愛知県に行ったりとか、そういったことがないように、ぜひとも早急に、先ほどの移動式の水素ステーションのことについて進めていただきたいと思います。

最後に、4点目の三重県の少子化対策といたしまして、みえの育児男子ブ

プロジェクトについてお尋ねをいたします。

まず、三重県の最大の課題である少子化対策については、鈴木英敬知事の強いリーダーシップのもと、今年度から全国に先駆けて、男性の育児参画推進事業とか啓発活動など、地方目線で多数の新規事業を立ち上げていただきましたことに、一県民としても心から感謝する次第でございます。

平成26年度の三重県の少子化対策予算総額は25年度の補正予算と合わせて87億円ということで、予算額は政策的経費から見ますと88%の増額ということで、約2倍近い形で積極的なめり張りをつけた予算をつけていただき、まさに少子化対策が三重県の1丁目1番地の課題であり、それに向けての意気込みが感じさせられます。三重県の少子化対策事業は時系列によって主に子ども・思春期、結婚、妊娠・出産、子育ての4分野に分けられており、切れ目のない支援を目指しています。そして、先ほど申し上げましたけれども、87億円の予算のうち約77億円が子育てに割り当てられております。

今回、私がお伺いしたいのは、子育て事業であります男性の育児参画推進事業、男性の育児参画普及啓発事業についてであります。

男性の育児参画については、鈴木知事も2歳児のパパとなって積極的に活躍されていることは、先日の四日市市で行われたファザーリング全国フォーラム in みえでもお伺いをさせていただきました。また、全国的にも11県知事が参加されている子育て同盟においても活動されているということで、先日、私、「アナと雪の女王」をテーマソングにした、「Let It go 〜ありのままで〜 by 子育て同盟」をユーチューブで拝見させていただきました。子育て同盟の11名の知事と森まさこ前少子化対策担当大臣が出演されておって、鈴木知事は、「アナと雪の女王」のアナを海女さんに似たてて、ちょっとごちない、浜辺だったから動きにくかったかもわかりませんが、積極的にPRをしていただいたことも頼もしくも思いました。

男性育児について海外事例を言いますと、欧米にはイクメンに似た言葉はないようです。そもそも、男性が子育てに積極的にかかわるのが当たり前ということでもあります。ただ、アメリカでは、母親、つまり女性が家計を支え

る大黒柱になっている家庭も増えてきておって、その場合は、夫、つまり男性が専業主夫になることも珍しくはなくなってきました。そんな旦那さんのことをトロフィーハズバンドといたりもするそうです。このトロフィーハズバンドというのは、料理や洗濯など家事一切を夫が引き受け、妻の弁当を用意したり、子どもと遊んだり、さらには、ジムで体を鍛えるなど、健康意識の高い夫を指すということで、イクメンより大分先を行っているというのが欧米の事情だそうです。

さて、男性が育児に参加するということは、簡単なようで難しいと思います。病院や関係者、あるいは若い先輩方、経験者の皆様の御意見を聞いて私が一言で要約するならば、子育ては一緒に楽しむに尽きるということだと思います。

厚生労働省の最新のデータによりますと、現在約3割の男性が育児休業を取得したいと希望している一方で、実際の取得率は2%にとどまっています。また、日本の男性が家事、育児をする時間は他の先進国と比べて最低水準となっており、このことが、子どもを持つ妻の就業維持に対して悪影響を及ぼしています。

三重県の雇用情勢の面から男性育児を考察いたしますと、県内には約6万社の企業がありますが、99.8%は中小企業、小規模企業となっております。雇用者ベースで見ますと、約49万人の方が働いておりますけれども、86.3%、約42万人の方が中小企業や小規模企業で働いています。このような状況を鑑みますと、地域の雇用や経済、社会を支えていただいている中小企業、小規模企業の男性の皆様、このイクメンのことについて理解していただく、あるいは普及活動に努めていただくことが極めて重要かと思えます。ここを理解していただかないと、国の目標であります2020年度目標の13%に達するのは極めて困難だと、このように思いますが、男性の育児参画、とりわけ中小企業、小規模企業者の働きかけについて、県当局の答弁を願います。

続いて、啓発普及の面についてお尋ねいたします。

三重県では父親向け冊子の作成や新聞などを活用して、イクメンだけには

限らない様々な育児男子のあり方に関する普及啓発を行うなど、積極的な取組を今年度から実施すると聞いております。その目玉といたしまして、育児男子などを表彰する第1回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえを津市で年内に開催すると聞いておりますので、私も勉強させていただきたいと思っております。

さて、一つ目の質問に関連をいたしますが、このような広報啓発活動を中小企業や小規模企業者の皆様を主軸に考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

以上、2点、県当局の御答弁をよろしくお願ひいたします。

〔西城昭二健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（西城昭二） 育児男子プロジェクトについて
2点お答えをいたします。

みえの育児男子プロジェクトは、親目線の家事、育児分担であるイクメンだけではなく、子どもの成長を重視して育児にかかわる男性を育児男子と位置づけ、今年度から取組を進めているものでございます。

男性の育児参画につきましては、企業における取組が大切でございます。大企業におきましては、男性の育児休業など、制度面での充実が図られていますが、実際の利用が進んでいるとはなおいがたい状況でございます。

一方、議員御指摘のように県内企業の大部分を占めます中小企業、小規模企業は、大企業に比べ制度面では遅れておりますけれども、学識経験者の調査によりますと、経営者と従業員とが顔の見える関係であり、互いの意思疎通が図りやすい、あるいは、職場ぐるみで子育てのサポートがしやすい環境にある、また、組織階層がフラットであり、育児休暇からの復帰における昇進の遅れなども少ないといった分析がなされておまして、中小企業だからこそワーク・ライフ・バランスしやすいという面もあるという御指摘があります。

そこで、この秋、私どもでは県内の中小企業の取組を調査いたしまして、子育てに優しい取組事例を表彰し、広く公表することを目的に、企業の合計

特殊出生率と言えます三重県企業子宝率調査を実施いたします。この調査で得られました優良事例を発信することによりまして、中小企業の子育てに関する取組の拡大のみならず、当該企業のイメージアップ及び有能な人材の確保や、さらには、これまで都市部へと流れていた若年層を地元へ呼び戻し、地域の活性化に貢献するといった効果も期待されるものと考えております。

みえの育児男子プロジェクトを進めていくに当たりましては、県内企業の大部分を占める中小企業、小規模企業に対してこそ、しっかりと応援ができるように進めてまいりたいと考えております。

2点目でございます、育児男子プロジェクトの広報についてでございます。

少子化対策には様々な主体の参画が必要であると考えておりまして、これまでもあらゆる機会を活用し、広報に努めているところです。男性の育児参画につきましては、議員もおっしゃっていただきましたが、6月のファザリング全国フォーラム in みえを契機といたしまして、花まる学習会で御活躍されております高濱正伸さんをアドバイザーにお迎えし、みえの育児男子プロジェクトとして展開しておりまして、現在、ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえの募集を行っているところでございます。

また、様々な主体の参画により、県民の皆さんの結婚や出産、子育て等に関する希望がかなう三重県づくりを進めるため、7月には大阪府の助産師である小林寿子さんをお招きし、「みえ・たい³（たいキューブ）・スイッチ」キックオフ・フォーラムを開催いたしました。

このほか、知事自らが企業に出向き、子育て中の社員の皆さんと語り合う育児男子トークでございますとか、県庁でのこども参観の取組などはメディアにも多く取り上げられまして、広く県民の皆さんに御存じいただけたものと考えております。

また、現在、県政だよりみえにおきまして、特集や知事対談などの記事を掲載し、連載企画として、各部局における取組、少子化対策に関連する情報をお知らせしているところでございます。

今後、10月4日、5日に伊賀市で行います第9回子育て応援！わくわく

フェスタでありますとか、10月19日、これは子育て同盟の出会い・育児の日ということになっているんですけども、このときに、県立図書館とのコラボレーション企画として「ナイトライブラリーへようこそ!」、さらには、11月に第2回の「みえ・たい³（たいキューブ）・スイッチ」のフォーラムのイベントなどを実施いたしまして、少子化対策、育児男子についての広報を行ってまいりたいと思っておりますし、スマートフォンでも簡単に情報が入手できるような総合ウェブサイトの構築を急ぐなどいたしまして、引き続き各種ツールを生かした、少子化対策、育児男子の積極的な広報に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

先ほども子ども・家庭局長が言われましたけれども、やはり、中小企業、小規模企業で働く若者の方の男性の理解というのが一番大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、知事、せっかくバッジもつくったので、このプロジェクトに対する意気込みを一言よろしく願いいたします。

○知事（鈴木英敬） 下野議員もパパになる日が近づいているというふうに聞いておりますし、あと、東議員におかれましては、本日お孫様が今朝生まれたということで、大変ありがたい、おめでとうございます。

そういう中でしっかり、みえの育児男子ということで、県民全体トータルに広がっていくように、積極的な啓発に努めていきたいと思います。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 積極的によりしくお願いを申し上げまして、一般質問を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（奥野英介） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

大久保孝栄議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。23番 中川康洋議員。

[23番 中川康洋議員登壇]

○23番（中川康洋） 議長のお許しをいただきましたので大久保議員の関連質問をさせていただきますが、今、下野議員にも頑張ってくださいと、さらには、東議員にはおめでとうございますというお話がありまして、知事にもぜひまた引き続き頑張っていただければなというふうに思うのと、あわせて、私も子育て支援は頑張っておる公明党ですけども、我が家はなかなか苦しいということをちょっと宣言させていただきたいと思います。

全国学力・学習状況調査の結果について、関連的に質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

知事は、9月20日の県教育委員会主催のみえ未来人育成塾というんですかね、ここのところで、県内高校生を対象に知事の仕事と題して講義をされており、特にその講義の中で、知事の大きな仕事は三つあるというふうにおっしゃっていただいております。それは、一つ目は決めること、そして、もう一つは説明すること、さらに、三つ目は、これは僕独特なんだけれどもというように言いながら、空気を変えること、このように説明をされております。

しかし、残念ながら事この学力の向上については、知事や教育長の思い、さらには県や県教育委員会の取組が、地域や教育現場にまだまだ浸透していないのではないかなというふうに思うところがあります。これは、先ほどの教育長の答弁にもあったとおりだというように感じます。

そのような意味では、この学力の向上については、知事が知事の仕事としておっしゃるところの説明すること、これがまだまだ足りていないのではないかなというふうに思うのと同時に、さらには空気を変えることにまでいわゆる教育現場とか地域が至っていないのではないかなというふうに、そういうふうを考えます。

そのような中、先ほどの学力についての質問の中で大久保孝栄議員は、まず最初にもっと危機感を持っていただきたいというふうにおっしゃいました。さらには、三重県は全国に先駆けて学力急上昇中三重県が可能であり、この学力急上昇中三重県を宣言していただきたいというふうに、大変新鮮に感じ

るような提案をされたというふうに思います。私は「急」までつけずに学力上昇中三重県でもいいかなというふうに思っていますけれども。

このような話を聞いていて、さらにはこの前の知事の講義を新聞報道で見させていただいて、先日、知事が講義をされた空気を変えるという意味においては、例えばキャッチフレーズとか言葉というのは、私、非常に大事であり、知事もそこがよくわかっていますので、いわゆるキャッチフレーズとか言葉というのを非常に巧みに使いながら県政を運営されてきたというふうに思うんですけれども、改めてここで伺いますけれども、大久保議員の今回の提案も含めて、いわゆる最重要課題の一つとして、任期当初から、最初からこのことを言っていましたので、いわゆるイクメンよりも先に学力の向上をおっしゃっていましたから、改めて学力についての知事の思いを知事言葉として伺いしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 全国学力・学習状況調査だけが学力ではないのは当然なんですけれども、一方で目安の一つであるということは、これ、紛れもない事実であります。そういう意味で、今回の学力・学習状況調査の結果が大変残念な結果であったということについては私自身も悔しいですし、非常に反省をしているところであります。

提案説明でも申し上げましたとおり、三重県の子どもたちが他県の子どもたちと比べて能力や可能性が低いというようなことは決してないわけですから、我々の手法において、まだまだ足りない子どもたちの能力や可能性を引き出すことができていない、そういうふうに思っています。また、県民の皆様からも不安や不満のお声もいただいておりますし、実際に、先ほど議員が御紹介いただいた高校生たちに話をしてテーブルを回っているときもある高校生から、知事、なぜ三重県は学力が低いんですかという質問を受けたりとか、そういうようなことで、県民の皆さんの多くが世代を超えて関心を持っていただいていることだと思っておりますので、重点的な取組が必要だというふうに思っております。

一方で、押さえておかなければならないのは、なぜ学力向上をさせるのか

ということについては、国家のためということではなくて、子どもたちが子どもたちの人生の将来の可能性を閉ざさない、広げる、子どもたちのために学力を向上させるということであるというふうに思っておりますので、そういう意味では、先ほど大久保議員からの御質問にあったような学力急上昇中というような形で、子どもたちのために学力を急上昇させていくんだということをメッセージとして出し、コミットしていくということが大変大事なことでというふうに思っています。

今後につきましては、先ほど議員からも御指摘があったように、例えば私や教育長、現場の皆さんも巻き込んだ形での取組というものに、総体としてオール三重の教育チームとしての取組にまだまだなっていないなという反省をしていますので、そういう現場の皆さんも含めた取組になるような形に今後はしていかなければならないというふうに思っています。

そういう中では、同時並行的に来年度の調査に向けても先ほど教育長が答弁したようなこともやっていますし、あわせて、来年度、三重県の教育ビジョンを改定するときにも当たります。また、県民運動が来年度、一応事業としては一つの区切りを迎えますけど、したがって、そこでフェーズ転換をしていかなければならない、来年度、そういう区切りの年でもあります。そういうようなことで、御提案いただいたような手法も含めまして、様々な方法を検討し、重点的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

今回、大久保議員の御提案を聞いていまして非常に、やっぱり一人の母親として、さらには地域を預かる者として、すごい熱意を感じました。その中から来る言葉だったと思いますね。私は、あの言葉しかないというふうには思いませんが、やはり言葉、言霊でどう伝えていくかということはずごく大事なことで、そういう意味においては、今回の大久保議員の質問はずごく、私個人は新鮮に聞こえてきたというか、感じました。

それで、私も結果が全てではないというふうに思っていますし、やはり継

続していくことが大事だというふうに思っています、私はそういった意味において、結果に対していいとか悪いとかどうだなんていうふうに言うつもりはありません。

しかし、大久保議員の質問の中で、教育長がまだまだ現場にまで浸透していないのではないかということをおっしゃられました。どれだけ予算をつけても、いい内容をつくっても、やっぱり浸透していかなかったら意味がないと思うんですね。その浸透というのは、いわゆる行政の皆さんもそうですし、地域もそうですし、教育の現場もそうだと思います。いかにして浸透させるか、その共通な部分は何か、おっしゃっていただいたとおり、子どもたちのためというところをどういかに共有していくか、あいつはあのためにこう言っているんだろうとか、彼はそういう思いから来ているんだろうとかという、そういったところを捨て去って、やっぱり一つの共有した思いを持ってこの問題に取り組んでいけば、おのずと結果は出てくるのではないかなというふうに思っておりますし、そういったことがすごく大事なんじゃないかなというふうに思っています。

この問題は、本当にその岩盤は非常に厚い課題であり問題であるというふうに私は感じております。ゆえに継続的に進めていくことが大事なんですけれども、たまに道路を歩いていましてアスファルトから側溝を突き抜けてきている花なんか見ますとすごいなというふうに思いますし、でかい岩盤でも、水がちよぼちよぼちよぼちよぼ落ちていても、時間がたてばいつかは割れるんですね。やっぱりそういったものがこの課題には大事かなというふうに思っています、そういった意味においては、やはり共通の思いを共有して、その上で、やはりキャッチフレーズとして、言葉として本当に県民や教育現場も共有できるような言葉をさらに御検討いただいてこの問題を進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

大久保議員の関連質問として質問させていただきました。大変ありがとうございました。（拍手）

○副議長（奥野英介） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（奥野英介） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後 3 時12分休憩

午後 3 時12分開議

開 議

○議長（永田正巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

○議長（永田正巳） 日程第 2、議案第143号並びに諮問第 1 号を議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。濱井初男健康福祉病院常任委員長。

〔濱井初男健康福祉病院常任委員長登壇〕

○健康福祉病院常任委員長（濱井初男） 御報告申し上げます。

健康福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第143号三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る 9 月19日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し上げます。

父子福祉資金貸付制度についてであります。

父子福祉資金貸付制度は、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い新たに創設された父子家庭を対象とした貸付制度であり、平成26年10月 1 日から始まります。県当局におかれましては、新たに対象となる皆さんが適切に制度を利用できるよう、制度の周知徹底に取り組まれることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（永田正巳） 栗野仁博総務地域連携常任委員長。

〔栗野仁博総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（栗野仁博） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました諮問第1号諮問についてにつきましては、去る9月19日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、異議申し立てを棄却すべきである旨、答申すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（永田正巳） 以上で常任委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（永田正巳） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第143号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田正巳） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、諮問第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、異議申し立てを棄却すべきである旨、答申すべきであります。本件を委員長の報告どおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田正巳） 起立全員であります。よって、本件は委員長の報告どおり答申することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（永田正巳） お諮りいたします。明23日及び24日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認め、明23日及び24日は休会とすることに決定いたしました。

9月25日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（永田正巳） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時18分散会